

令和4年12月15日

◎大石委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

(10時9分開会)

◎大石委員長 御報告いたします。

森田委員から、所用のため今定例会の全ての委員会を欠席したい旨の連絡がっております。

本日からの委員会は、「付託事件の審査等」についてであります。

当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、19日月曜日の委員会で協議していただきたいと思っております。

お諮りいたします。

日程についてはお手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎大石委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い議案及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにいたします。

なお、補正予算のうち人件費の説明は、部局長の総括説明のみとし、各課長の説明は省略したいと思っておりますので、御了承ください。

《総務部》

◎大石委員長 それでは、まず総務部について行います。

初めに、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑と併せて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

また、この後行う行政管理課の議案に、教育委員会及び警察本部が関係するため、教育委員会より長岡教育長、警察本部より江口警察本部長が同席しておりますので、よろしくお願いたします。

◎徳重総務部長 今回の補正予算の概要について御説明をさせていただきます。お手元の青色のインデックスで総務部とついた総務委員会資料、議案補足説明資料の1ページ。令和4年度12月補正予算(案)の概要をお開きください。

今回の一般会計補正予算案につきましては、主に物価高騰や国の総合経済対策への対応を図るためのものがございます。

まず下の（２）歳出の表のうち、補正額の小計（Ｂ）欄の一番下の行でございますが、総額で322億146万2,000円の増額補正となっております。これは12月補正予算としては平成以降で２番目の規模となっております。内訳といたしましては、通常分、国の経済対策分以外のものがございますが、通常分が83億8,700万円余り。国の経済対策分が238億1,400万円余りとなっております。

経費別で申し上げますと、小計（Ｂ）欄の上段の（１）経常的経費が74億2,200万円余りとなっております。これは、高知観光トク割キャンペーンの期間延長に係る経費や、市町村が実施する妊娠出産時の給付への支援に係る経費などがございます。

また、中段の（２）投資的経費は247億7,900万円余りとなっており、主に国の５か年加速化対策を活用したインフラ整備に係る経費でございます。

これらの歳出を賄う上の表の（１）歳入の補正につきましては、小計（Ｂ）欄の中段の（２）特定財源が293億6,100万円余りとなっております。内訳といたしまして、国庫支出金は、５か年加速化対策などの公共事業に係る国庫補助金や地方創生臨時交付金など189億7,600万円余り。県債は主に公共事業に係るものとして96億4,700万円。その他は、公共事業に係る市町村からの負担金などがございますが、７億3,800万円余りとなっております。

また、上段の（１）一般財源につきましては28億3,900万円余りとなっており、内訳といたしまして、地方消費税清算金が６億6,100万円余り、地方交付税が21億7,200万円余り、その他が500万円余りとなっております。

以上が、補正予算（案）の概要でございます。

次に、総務部関連の議案でございます。第１号議案の令和４年度高知県一般会計補正予算の所管分でございます。お手元の冊子で右上に②とあります、高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の５ページをお開きください。

総務部の補正予算総括表でございます。今回、補正予算でお願いいたしますのは、補正額欄の一番下の計、一般会計の総額で8億6,935万4,000円の増額補正でございます。内容といたしましては、人件費や地方消費税市町村交付金などに関する補正でございます。

このうち、時間外勤務手当等を除く人件費につきましては各課共通事項となりますので、私から一括して説明をし、各課長からの説明は省略させていただきます。人件費補正の主な理由といたしましては、今議会に上程しております、職員の給与に関する条例改正案に係る給料月額及び勤勉手当等の改定を反映させて計上したことによるもののほか、人員の増減、職員の新陳代謝等によるものがございます。

人件費補正以外につきましては、行政管理課、財政課、税務課及び市町村振興課から歳入歳出補正予算案を、また管財課から繰越明許費の補正予算を提出させていただいております。こちらにつきましては、後ほど担当課長から御説明を申し上げます。

次に、条例その他議案でございます。お手元の冊子で右上に③とある高知県議会定例会議案（条例その他）の表紙をおめくりいただき、目録を御覧ください。

総務部からは第11号及び第12号の条例議案2件と、第20号のその他議案1件を提出させていただいております。各議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

次に報告事項でございます。お手元の資料、表紙が総務委員会資料、報告事項と記載されております資料を御覧ください。今回御報告いたしますのは、税務課からの、今後の森林環境税の在り方についての1件でございます。詳細につきましては、後ほど税務課長から御説明をさせていただきます。

最後に、主な審議会などの状況について説明をさせていただきます。資料は最初に御覧いただきました議案補足説明資料のうち、赤色のインデックス、審議会等のページをお開きください。

まず、高知県公益認定等審議会でございます。今期につきましては10月18日及び11月15日に開催いたしまして、諮問案件1件について審議しており、答申が決定されております。

次に、高知県行政不服審査会でございます。今期につきましては10月26日及び12月9日に開催いたしまして、諮問案件5件について審議しており、うち1件は答申が決定され、4件は審議を継続することとなっております。

次に、高知県公文書開示審査会でございます。今期につきましては10月7日、10月17日、11月29日及び12月6日に開催いたしまして、諮問案件2件について審議しており、うち1件は答申が決定され、1件は審議を継続することとなっております。

次に、高知県個人情報保護制度委員会でございます。今期につきましては、11月11日に開催いたしまして、個人情報保護法施行条例に関する事項について審議していただきました。なお審議会の開催状況につきましては、担当課長からの説明を省略させていただきます。私からは以上でございます。

◎大石委員長 続いて所管課の説明を求めます。

〈行政管理課〉

◎大石委員長 初めに、第11号議案及び第12号議案につきまして、行政管理課の説明を求めます。

◎寺村行政管理課長 それでは当課からは予算議案が1件、条例議案が2件、合計3件を御説明をさせていただきます。まず、議案の順番とは異なりますが、関係します課が多いことから、説明の順番を入れ替えまして、まず給与改定に関する条例議案2件につきまして、関係課を代表して御説明をさせていただきます。議案補足説明資料の赤色のインデックス、行政管理課の2ページをお開きください。

まず、第12号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案について御説明をさ

させていただきます。

1 条例改正の目的ですが、高知県人事委員会の令和4年10月14日付の職員の給与等に関する報告及び勧告、いわゆる人事委員会勧告の趣旨に沿いまして、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の改定を行おうとするものでございます。

次に2対象条例は、職員の給与に関する条例ほか4条例でございます。

次に3主要な内容でございます。まず、(1)給料表につきましては、行政職給料表について、県内の民間給与と職員の給与との較差0.21%を解消するために所要の改定を行うものでございます。改定に当たりましては、本県の初任給が民間の水準を下回っていること、また国家公務員が初任給や若年層に重点を置いた俸給表の引上げを行ったことなどを踏まえまして、優秀な人材の確保の観点から、初任給や若年層の給料月額の引上げ改定を行うこととしております。

具体的には、行政職給料表の初級試験の採用職員の初任給を4,000円。上級試験採用職員の初任給を3,000円引き上げることとし、併せて35歳未満までの職員が在級する号給の引上げ改定を行うこととしております。また、その他の給料表につきましても、行政職給料表との均衡を基本に改定を行うものでございます。

(2) 期末手当及び勤勉手当につきましては、民間の支給割合との均衡を図るため、一般職員の年間支給月数を4.15月から4.20月へと0.05月引き上げるものでございます。また、表の下のポツですが、再任用職員につきましても現行2.175月を2.20月へ。特定任期付職員及び任期付研究員につきましては、現行3.14月を3.18月へ。会計年度任用職員につきましては、現行2.50月を2.55月へ、それぞれ引き上げることとしております。なお、特定任期付職員及び任期付研究員につきましては、本県に該当者はございません。

最後に、4施行期日等につきましては、公布の日から施行しまして、3の(1)の給料表の改定に係るものにつきましては、本年4月1日から。3の(2)期末手当及び勤勉手当につきましては、12月期分については、本年12月1日から適用することとしています。具体的には、給与につきましては従前どおり4月1日に遡って改定を行い、また期末勤勉手当につきましては、本年度は改定分を12月期に引き上げることとし、議案をお認めいただきましたら、年内に差額支給を行いたいと考えております。また、ただし書の部分ですが、(2)期末手当及び勤勉手当の次年度以降に係るものにつきましては、令和5年4月1日から施行することとし、今回の改定分につきましては、6月期及び12月期で平準化することとしております。

続きまして、3ページをお開きください。第11号高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明をさせていただきます。

まず1条例改正の目的につきましては、議員の皆様及び知事等に対し支給する期末手当

につきまして、一般職員の引上げに準じて改定を行おうとするものでございます。

次に2主要な内容でございます。(1)年間支給月数の引上げにつきましては、一般職の職員の期末・勤勉手当の改定割合に応じまして、期末手当の年間支給月数を3.10月から3.15月に、0.05月引き上げるものでございます。この算出方法につきましては、計算式を記載しておりますが、現行の3.10月に一般職の引上げ割合を乗じて得られた月数、これを0.05月単位で調整をいたしまして、3.15月とするものでございまして、この算出式や端数計算の考え方は従来と同様でございます。

3 施行期日等につきましては、先ほどの一般職員と同様になります。

給与改定に関する条例議案の説明は以上でございます。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 先ほど初任給及び若年層の給与月額のところ、民間を下回っているということのないようにということで、優秀な人材も確保したいということですけど。この結果、民間との差というのがどういう状況になるのかということをお教えいただけますか。

◎寺村行政管理課長 もともと本県の人事委員会の調査で、上級ですと民間との差が約9,000円程度、初級ですと4,000円程度差がついておまして。今回、全部上回るほどではないんですけども、できる限り民間との差を上げて縮めたという形になっております。

◎塚地委員 今後も、人事委員会の結論が基本になっていくんだと思うんですけど。ぜひ厳しい状況の中でも、皆が賃上げをと言っている状況なので、さらなる引上げを行っていただきたいということは要望でございます。

◎大石委員長 質疑を終わります。

ここで教育長と警察本部長は退席いたします。

それでは引き続き行政管理課の説明を求めます。

◎寺村行政管理課長 それでは引き続き、行政管理課の所管議案につきまして御説明を申し上げます。

第1号議案令和4年度高知県一般会計補正予算のうち、当課の所管分について御説明を申し上げます。お手元の資料の1ページにお戻りください。

時間外勤務手当等につきましては、知事部局全体の予算額を当課で一括計上しており、当初予算で一定額を計上し、年度途中の業務の状況などを踏まえまして、例年この12月議会で補正をお願いしておるものでございます。

本資料は平成29年度以降の状況について記載をしているものでございますが、今年度は表の一番下、R4の部分ですが、新型コロナウイルス感染症の第7波による感染拡大があったことに加えまして、社会経済活動の回復に伴い、多くの事業が本格化していますことから、②の補正欄のところでございますが、昨年度を若干上回る2億5,534万円の増額補正をお願いするものでございます。

増額補正後の予算額は、右の③の累計の欄のところですけども、昨年度より1.3%の増。また、右側の昨年度の決算額と比較いたしますと、約6,400万円の増となっております。行政管理課からの説明は以上でございます。

◎大石委員長 質疑を行います。

さっき、実は警察と教委がいたんで、あれだったんですけど。時間外勤務が今回増えるということで、令和2年度は92%というのは、コロナの影響もあったんだろうなと思うんですけども。いわゆるリモートワークとか自宅での仕事というのが進んできた中で、寺村課長に聞いてもあれですけど、知事部局と警察とか教育委員会と、またそれぞれリモートワークのできる仕事の質が違うと思うんですけども。そういった違いが、この時間外勤務の金額等にも影響してるのかどうかとか、加えて今回増額はしてるんですけども、リモートワークなんかも進んできた上でこういう結果になってるのか、それとも単純にそのリモートワークが減って出勤してるから増えるのか、傾向について少しお伺いをしたいと思います。

◎寺村行政管理課長 こちらの時間外の予算につきましては、知事部局の予算額を計上しておりますもので、教育委員会と警察の時間外の実績と予算がどうなってるのか、承知しておりません。申し訳ございません。

今回のこの表を見ていただきますと、令和2年度と令和3年度はやはりコロナの影響がございましたので、令和元年度と比べましてやはり最終の決算額等も減少しております。令和4年度になりまして、コロナのことはありますものの、社会経済活動が本格化してきて事業も本格化してきておりますので、令和元年度と近い形で事業が進んでいるものと思われまして。ただその中で今予算額の累計と、令和元年度の決算額との累計を見ていただきますと、約6%ほど減っております。これは、やはりこのコロナの中で種々の働き方改革によりまして、例えば先ほどおっしゃってましたリモートワークの導入によるものがありますとか、例えば不要不急の出張とか会議なんかも見直して、オンラインで行うことによりまして、そうした時間を縮減するといったことも1つの要因になりまして。そういった、そのほか様々なデジタル化に関する取組なんかも含めて、業務の効率化を図りまして、できる限り令和元年度の通常モードよりは、時間外を縮減していきたいと思っております。

◎大石委員長 というのは、まだ説明してないのにさっきちょっと聞こうとしたのは、今度給与の今後のことにも結構関わってくるなと思ったんですけど。実はその決算をやったときに、リモートワークで効率化は図れたけれども、仕事の出来高は変わらなかったと評価してるという話、議論があったと思うんですけども。ただ令和4年度を見ると、リモートワークも一定やってるはずですけども、残業代も増える。決算の時の話だと、リモートワークした場合は、基本的には時間外はしないということだったので。ということ

は逆に多忙感が増えているのか、その辺りどういうふうに分かれていますか。

◎寺村行政管理課長 令和2年度と令和3年度を比べますと、令和4年度は確かに時間外が増えております。ただこれは令和2年度、3年度は、繰り返しになりますが、例えば事業の中止等が多くて、実際に事業に取り組めなかったことなどによって時間外が減っているものと考えております。一方、今年度は確かにそれと比べて増えておりますが、これはもう事業が本格化して、皆さんが一斉にいろんな様々な事業に取り組んだことによって、時間外は増えていると。ただ、その中でもおっしゃっていただきましたように、リモートワーク、それからオンラインの活用によって効率化を図ることによりまして、通常モード、コロナ前のまだテレワーク等が普及する前の令和元年度と比べますと、時間外は減少傾向にあると思っておりますので。一定、委員のおっしゃってございましたリモートワークによる効果というの、一定は寄与していると思っております。

◎大石委員長 分かりました。ということは、令和4年も増えてはいるけれども、リモートワークをしなければ本来もっと増えていたのが、効果が一定あったという認識でよろしいですか。

◎寺村行政管理課長 そういったこともあると思います。

◎塚地委員 健康政策部関連の時間外は、働き方をこちらから見ていると、相当数増えているんじゃないかなと思うんですけど。その部局間での差みたいなものは、リモートワークを入れて残業が減ったというところと、コロナ禍でやっぱり残業がぐっと増えたというところが相殺されている感じなんですかね。どんな状況なんでしょうか。

◎寺村行政管理課長 リモートワーク自体は各部局それぞれ取り組んでおりますので、そういうのは部局で効率化が図れていると思います。ただ一方、健康政策部にしましては、今回の第7波の感染拡大に伴いまして、全数把握等でかなり荷がかかったというか、そういう業務が忙しくなったと考えております。ただ、その中でも健康政策部に対しましては、部局を超えた応援体制でありますとか、また健康対策課につきましては11月1日で増員もしておりますので。確かに第7波のときにはかなり御負担をかけたんですけども、できる限り負荷がかからないような形で、私どもも努力をしてみたいと考えております。

◎塚地委員 時間外勤務手当というのは、どういうふうに見るかということなんですけど。コロナ感染のときに知事部局の他部局から、例えば保健福祉のところに来られた方々が、なるべく時間外手当を圧縮するために、時間外に勤務ができないような状態があったという実態も聞いて。確かに縮減すべきもんなんですけれども、そこらあたりは現場に見合っ、必要な体制として確保していただくということは大事な視点だと思うので。単純に、この手当が少なければいいということにならない、やっぱり現場に見合った体制にしたいなということは、それは要望としてお伝えしておきたいと思っております。

◎大石委員長 そういう中で来年度以降も、コロナがもし収束したとしても、リモートワ

ークはより進めていくという方向で総務部としては考えられてるんですか。

◎徳重総務部長 今委員長から御指摘もございましたように、リモートワーク自体はやっぱり県の仕事自体を、例えばペーパーレス化したりとか、電子決裁を進めるなどして、リモートワークをやりやすい環境を整えていくと。もちろんイベントとか、県民の方々と直接接する業務は、なかなかリモートに適さない部分もまだまだ県庁の仕事は多いところではございますけれども。やはりリモートワークできて、ワーク・ライフ・バランスを取れる仕事については、リモートワークを積極的に推進していきたい。これはコロナが大分変容していった、少し世相が変わってきてからも、そこは続けていきたいと思っておりますので。そのための環境整備も、総務部としてはしっかりとやっていきたいと考えております。

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、行政管理課を終わります。

〈財政課〉

◎大石委員長 次に、財政課の説明を求めます。

◎中島財政課長 一般会計補正予算について御説明させていただきます。右上に②と書かれました議案説明書の17ページをお開きいただければと思います。

まず、歳入予算について御説明申し上げます。5 地方交付税につきましてです。12月補正予算の財源として必要となります一般財源につきまして、21億7,200万円余りの増額補正をこちらにおいてお願いするものでございます。

続きまして、18ページを御覧いただければと思います。こちらは歳出についてでございます。まず上から3行目の8 財政費の右側の列を御覧いただければと思いますが。2 財政管理費、市場公募地方債第三者評価業務委託料につきまして275万円の増額をお願いするものでございます。こちらの内容ですが、地球温暖化などの環境問題解決に貢献する事業に活用する地方債、いわゆるグリーンボンドと言いますが、グリーンボンド発行に際し必要となる外部評価業務を委託するための予算でございます。

次に、その下の17諸支出金、3 公営企業支出金の補正でございます。2 工業用水道事業会計支出金につきまして8万円の増額補正。そして3 病院事業会計支出金につきまして、417万円余りの増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、それぞれの事業会計における人件費の補正に伴うものでございます。補正予算に関しては以上でございます。

続きまして、右上に③と書かれました、条例その他議案の70ページをお開きいただければと思います。

第20号令和5年度当せん金付証票、いわゆる宝くじでございますが、宝くじの販売総額に関する議案でございます。宝くじにつきましては、当せん金付証票法という法律に基づ

きまして、県議会の議決を頂いた金額の範囲内で、総務大臣の許可を得て販売できるというような決まりになっております。これに基づきまして、来年度発売総額でございますけれども、全国自治宝くじ事務協議会の発売計画などを踏まえまして、今年度と同額の80億円に据え置きたいというふうに考えております。

財政課からの説明は以上になります。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎上田（周）委員 グリーンボンドの関連で教えていただきたいのですが。まず事前の説明で、四国初となるグリーンボンド50億円ということで、そういった環境の分で発行することは評価しています。50億円のうち、個人枠とかは設定されてますか。

◎中島財政課長 今回の発行ですけれども、ちょっと今回は個人枠はありませんで、法人を対象として考えております。その理由なんですけれども、今回発行初年度ということもございまして、事業の中身をどこまで説明できるかというところもございまして、まず法人向けというところに注力していきたいということで、今年度は法人向けを対象としております。

◎上田（周）委員 分かりました。将来的に個人向けという可能性はございますか。

◎中島財政課長 今回のグリーンボンドにつきましては、ほかの都道府県でも数件事例があるところがございますけれども、まだ全国的に見ても、探り探りと言ったら表現があれですけれども、まずはやってみるという段階でございまして。高知県におきましても令和4年度まず50億円という単位で発行したいと考えてございまして。その発行した反響などを踏まえて、今後対応を考えていきたいと思っております。

◎上田（周）委員 年が明けて2月に第三者評価をしていただくということで。単純に考えて、グリーンボンドへの投資はどんなメリットがございませうか。

◎中島財政課長 いわゆる投資家側のメリットで言いますと、金利的な面で言いますと、それほど通常のものとは変わらないところがございますけれども、やはりSDGsに資する事業に充てるということで、投資家側からしても、いわゆるそういう銘柄に投資をするという必要性が高まっている中で、そのような需要があるといったところでございます。

◎上田（周）委員 御説明いただいた中で、調達してどんな環境分野で用途するかがちょっと鮮明やないような気がしますけど。こういったグリーンボンド公募債を契機に、近い将来、健康とか福祉分野にこういった考え方をというようなことはまだないんですかね。

◎中島財政課長 このグリーンボンドの定義でございますけれども、持続可能ないわゆるSDGsに資するものという定義の中で、どの事業にそれを充ててるかというところが、今回の発行債の信用に関わってくるところでございます。そのために評価を受けるのが、今回の予算というところでございますけれども。まずは、より分かりやすい気候変動への適応ですとか、多様性保全とか、クリーンエネルギーなどの事業に予算に充てることを想

定しておりますけれども。その先、その定義に合うかどうかというところも含めて、要検討、要研究かなと思っております。

◎上田(周)委員 今この経済状況とか、金融の不安な中で、元本が保証されてますよね。そういった意味では、将来的に個人の方もこういった安心というか、希望が多くなりはないかということもあって、ちょっとお聞きしました。またよろしくお願いをいたします。

◎塚地委員 ニュースで、このグリーンボンドの50億円枠というのを見た県民の方から、50億円も新たにグリーンのために県は予算を組んだんですかと言われたんですけど。そういうことではないですよ。

◎中島財政課長 新たに50億円の事業を組むということではなくて、令和4年度の既に予算化してるものの資金をどこから確保するかというところで。このグリーンボンドがなければ、恐らく銀行との相対で個別に借り入れてたものを、この市場から借り入れるということですので。調達先が変わったということで、事業の額が増えてるということではありません。

◎塚地委員 先ほど、投資する側のメリットとしては、そういうSDGsに投資してますという企業イメージアップというところで、メリットはあるんだと思うんですけど。じゃあ県民にとって、これをやることによって、何が具体的にメリットになりますかというのは、どういうふうに御説明されます。

◎中島財政課長 県民へのメリットという観点では、県財政の安定化といいますか、県の資金の確保をどれだけ安定的にやるかという側面が強いですけれども。今は金利が比較的低いということで、銀行との相対の関係でも比較的low金利で借り入れられてるところでございまして。ただ大分それも不透明になっている中で、資金融資の確保手段を多様化していくというところは、国も含めて一般的必要性が高いと言われてるところでございまして。個別の借入れに加えて、平成25年からいわゆる市場公募という形で100億円単位での市場公募債も発行しておりますけれども。さらにバリエーションを増やしているということで、安定的に資金を確保できる土壌をつくるという意味で、県財政が安定すると、ひいてはそれは県民のメリットだと思っておりますので、そういった観点のメリットがあるかと思っております。

◎塚地委員 ただ、今の経済状態からして、高知県内の法人で新たに投資をしようかというところがどれぐらいあるのか。東京が出した頃は、まだ景気がすごいいい頃で、神奈川も出してると思っておりますが、そこは結構倍率も高く応募があったというのは聞いてるんですけど。今の状況でどうなのかなという不安もあります。これをやるに当たっては、270万円の第三者機関の予算が出てますけど、高知県を格付してもらう作業があるじゃないですか。しかもその中で、これをどういうふうにするか。グリーンボンドで来たこのお金をどの事業に使うか。どの事業をやったことによって、それがどんなメリットがあったのか

というレポートも提出をせんといかんと。職員の皆さんにとっては、通常の銀行から借り入れるよりも相当業務量が増えてくるんじゃないかということ、心配してるわけなんです。そこら辺りは、取り組むに当たってどんなような検討がなされたんでしょうか。

◎中島財政課長 今御指摘あったとおり、確かに事務コストという面でございましたら、評価とレポートという面で、事務量自体が増えるということは確かなところでございます。ただ、この県財政の在り方を考えていったときに、やはり資金調達が多様化ということは一般的に強く言われている要請でございますし。その中で、財政課を中心にこの作業を今やっているところですけども、環境部局などとも連携しながら。やはりその世の中のニーズに伝えていく、このグリーン銘柄に投資したいというニーズにも伝えていくというような、やはり県としてもグリーン化を進めていく、そういったことに取り組んでいくという姿勢を見せる、進めていくということが重要だと思っております。その中でなるべく事務コストの低減を図っていきたいと思っておりますけれども、そのバランスの中で、やはりこれはやっていく必要が今回あるものだとは考えてます。

◎塚地委員 四国初を売りにされたけれども、実は各自治体、この間やってきたのを見て、結構事務量も増えてくる中で、本当に県民にとってメリットがあるのかということ、探りながらだから、四国初という状態になってるんじゃないかと思うんですよね。そこは本当は丁寧に見て、議論もして、庁内でも合意もあってというようなことで予算化していったらよかったんじゃないかなあと。この年度末に来て、財政課がむちゃくちゃ忙しい期間の中で、今年度の予算の中で充てるものをどれにするかみたいなことを、今から一生懸命やるということは、本当に有効な施策と言えるのかなあという思いは持っております。

◎中島財政課長 今年度発行予定を含めますと、都道府県の9～10県が発行する状態になっておりまして。四国で初ですけども、そういう意味ではこの世の中の流れに乗り遅れないと。乗るのがいいかどうかということの検討は、一応した上でございますけれども。その上でこの潮流に従って、県もグリーン化を進める。3つの柱の中の1つにグリーン化を掲げておりますので、タイミング、機を逸せずに行っていくということで今回やろうというふうに判断したものでございます。

◎塚地委員 それぞれ先行している自治体から、情報も聞いてるんだと思うんで。先ほど事務コストの問題も出てましたけど、やっぱりそこをどうやってもっと軽くしていくか。ただ軽くすると、その事業が本当にグリーンボンドに見合ったものかということ、おざなりになっていけないので。そこらあたりはもっと工夫も必要だと思いますので、見ながらやってみてください。

◎徳重総務部長 事務量のお話については、今課長からも御説明させていただいたとおり、結構先行県が出てきておりますので、やはりそこら辺はある程度こなしがされてきています。そういうところの知見も生かしながら、先行県のやり方なども踏まえて、県の、特に

財政課の負担がかかるようなことはないように工夫はしております。また、さっきの投資家の需要のお話もありますけれども、特に機関投資家からすると、それぞれの企業もSDGsの取組を、自分たちがやっていかないといけないというふうにかなりなっていると。ここはもう共通の御認識で頂けるかなと思うんですけれども。機関投資家としてもお金を集めてくるときには、やっぱり自分たちはそういう環境であったりとか、ソーシャル系のものにもしっかりと投資をしているということがなければ、今お金を集めることができなくなっていると。投資先をそういうところにしていかなければいけないというふうになっている中で、その受け手が、高知県ではなかなかないということもありますので。高知県で、やはりグリーン施策を進めている県としても、しっかりそういう投資先というのを出していくというの、グリーン施策に力を入れている県としての姿勢でも必要だったのかなというふうにも考えています。

県民にすぐにもメリットがあるのかと言われたら、やはり金利の面で、今は普通の市場公募債と基本は一緒になってくるということがあるので、低利で資金調達できたから、県民の皆さんにもすぐに目に見える得があったというようにはならないのが正直なところではございます。ただグリーンボンドで、低金利で取れている事例も1件はあるということもありますし。今、先ほどの投資家の行動から考えていくと、なかなかグリーン以外のところに向けるときには、じゃあ逆に金利が上がってくるリスクというのもあるので、やはりこういうところはしっかりと押さえて、県としても対応していく必要があるのかなと思っております。

◎大石委員長 さっき部長から答弁ありましたけど、先ほども健康政策部の仕事が大変だというお話ありましたけど、恐らくどこの県でも財政課が一番時間外が多く、非常に大変な部署だと思います。ただ一方で、今御説明いただいたように、これは財政課とか総務部だけの仕事ではなくて、県全体の戦略の話ですから。そこは人手が要るのであれば、ぜひ要求もしていただきたらと思いますし、外部の知恵が必要ならそれもというふうに思います。そこは本当に負担のないように、やっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これ高知県にとってそのグリーン化に資するという意味では、県内の投資家に対しても呼びかけていくみたいなことも大事じゃないかと思うんですけど。そのあたりは、どういうふうになってますか。

◎中島財政課長 この発行に当たっては証券会社をお願いして、実際の証券を売るところはやっていただくんですが。各受け手の証券会社も、高知県内に支店等ございますので、より積極的に高知県内の投資家に売っていただくようお願いはしているところでございます。

◎大石委員長 ぜひお願いいたします。

質疑を終わります。

以上で、財政課を終わります。

〈税務課〉

◎大石委員長 次に、税務課の説明を求めます。

◎阪本税務課長 税務課が提出しております、令和4年度一般会計補正予算案につきまして御説明申し上げます。お手元の資料ナンバー2、補正予算の議案説明書の19ページをお願いします。

まず歳入の補正予算案につきまして、御説明申し上げます。地方消費税清算金に係る収入でございます。地方消費税は国税である消費税とともに、各課税事業者が本店の所在地を管轄する税務署に、他県にある支店などに支払われました地方消費税も含めまして、一括して納付することとなっております。そのため、その地方消費税の税収を最終消費地となる都道府県に帰属させるよう、小売年間販売額に関するデータや人口などを基準といたしまして、各都道府県間で清算を行うこととなっております。このため、全国の都道府県との清算によりまして、各県とも収入と支出が発生いたしますが、この歳入に計上しておりますものは、他県から本県に払い込まれるものでございます。この地方消費税の全国の払込額が当初の見込みを上回る見通しとなりましたことから6億6,100万円余りの増額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、20ページの歳出の補正予算案をお願いします。人件費を除く増額補正といたしまして、地方消費税市町村交付金の増額をお願いするものでございます。この交付金は、地方消費税清算金の払込み額を積算の基礎といたしまして、地方税法の規定に基づき、市町村に交付するものでございます。その交付金が当初の見込みを上回ることになりましたことから6億6,100万円余りの増額補正をお願いするものでございます。

以上で、税務課の説明を終わらせていただきます。

◎大石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、税務課を終わります。

〈市町村振興課〉

◎大石委員長 次に、市町村振興課の説明を求めます。

◎小椋市町村振興課長 お手元の資料ナンバー②の議案説明書（補正予算）の22ページをお開きください。当課の歳出補正予算でございますが、人件費に関する補正予算以外に、マイナンバーカード普及促進の関連事業委託料といたしまして、1,893万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

委託事業の内容につきましては、お手元の議案補足説明資料の赤のインデックス、市町

村振興課をお願いいたします。マイナンバーカードにおきましては、各市町村の取組に加えまして、県としましても大型量販店や企業等の事業者におけます出張申請受付など、カードの取得に向けました取組を実施してまいりました。国のマイナポイント第2弾の効果もございまして、本県のマイナンバーカードの11月末時点の交付申請率は56.3%と、全国43位となっているところでございます。

一方で、課題がございますように、既にマイナンバーカードを取得された方の中には、デジタルやキャッシュレス決済に不慣れといったことから、マイナポイントの申請がお済みでない方が一定いらっしゃっております。全国の数値でございしますが、カードを取得した方のうち、12月1日時点で34.7%の方が未申請となっております。また、国が郵便局やコンビニなどに設置をしておりますマイナポイント手続スポットの機器が、公金受取口座の登録に対応していないため、この分のポイントが未申請のままとなっている状況もございます。

こうした状況に対応するため、マイナポイント第2弾の申請期限でございまして令和5年2月末までの集中的な取組といたしまして、特にスマホの操作に不慣れな高齢者など、希望される方々に対しまして、マイナポイントの申請へのお手伝いを実施してまいりたいと考えております。

具体には資料下段の右側になりますけれども、量販店など身近な場所にサポート会場を設置し、例えば①にございまして、お手持ちのスマートフォンを使用して、またはスマホをお持ちでない方には、会場に設置をいたしましたパソコンを使用しまして、健康保険証の利用登録や公金受取口座の登録といった操作をスタッフが補助をすることで、スムーズにポイント申請が行えるようにしてまいりたいと考えております。

併せまして、現在実施をしておりますマイナンバーカード自体の申請サポートにつきましても、希望者に対しまして引き続き実施をしたいと考えております。市町村を巡回する形で来年1月末から2月末までの毎週土日、それぞれ4会場計20会場での実施を想定しております。補正予算の内容は以上でございまして。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 先日近くのスーパーで実際やってたんですね。それで非常に並んでる実態もありましたんで。やはり身近なところで実施をしてるという効果が出てるんじゃないかと思われたんですけど。先ほど説明がありましたように、県下ずっと巡回をしてという予定を組まれているようですが。今後どんな計画を考えられていますか。

◎小椋市町村振興課長 予定としては、16市町村のできるだけ大きな量販店。例えば東のほうでしたら田野町とか安田町とか、その辺をまとめたような形にはなろうかと思うんですけども、できるだけ多くの市町村でやりたいと考えております。

◎黒岩委員 こういう量販店の前を活用して、アピールをして、それぞれ登録していただ

くということになりますと、大体どの程度の割合まで行くかという目安はお持ちですか。

◎小椋市町村振興課長　今回はマイナンバーカード自体よりも、ポイントの申請に重きを置いております。マイナンバーカード自体の交付率については、12月末までにできるだけ数値を上げていきたいと考えております。今回の補正では、数値というものは持っておりません。

◎黒岩委員　全体的に、この制度自体の認識は高まってきているという判断ですか。

◎小椋市町村振興課長　そのようにも考えておりますけれども、12月末の数字を見た上で、まだまだ足りないということでしたら、やっぱり広報も必要だと思っておりますし、その辺は引き続き対策をとっていききたいと思っております。

◎塚地委員　このマイナンバーカード普及に関わる宣伝費というのは、相当かかっていると思うんですけど。相当やって、それで国民の半数ちょっとぐらいですというような状態が、何でかなというのは、課長に聞いても申し訳ないので部長に。なぜここまで進まないと思ってるか。

◎徳重総務部長　全国で、今5割を超える取得率になってきたというところがあります。これも中を見ていくと、やっぱり年代別でも違っておりますし、都道府県別で見ても、取得率には大きく差があるところがございます。やっぱりもともとマイナンバーカード自体の法律が成立したときに、どういう形で国民の皆さんに取得をお願いしていくかというところの、やはり立てつけのところではいろんな議論があつて。これはメリットがあると思う国民の方もいらっしゃると思いますし、何かちょっと心配だなと思われる方もいたという結果が、まさに一気に100%までという形にはならなかったのかなというふうには思っております。

ただやっぱり委員の言われた、やはりちょっと相当な宣伝の費用ということもあるかと御指摘もありましたけれども、やはりCMであったり新聞などで、このマイナンバーカードを取得することのメリットとか、あとはやはり心配に対する不安を打ち消すための説明などをしっかりと政府としてもやっていって、それでデジタル化の基盤となるマイナンバーカードの取得を、しっかりと促していくということが、やはり国にも必要だったということで、今そうやってかなりの費用もかけられてやっていることだと思っております。それに対応して、県も市町村と一緒に、できるだけ取得を促していくということが必要なんだろうというのが基本的な認識です。

◎塚地委員　ここでそれを議論してもあれなんで。ただやっぱり県民の皆さんが不安に思っていて、あくまで任意でということでのマイナンバーカードの取得になってますのでね。それが今はちょっと強制的方向にぐっと傾いて、健康保険証の問題とか、今度はいろんな手当、年金とひもづけるかもという議論も始まっているように新聞報道でも見るんですけど。ちょっとやっぱりそこは立てつけとして、任意で始まったものですので、そこはしっ

かり県としても踏まえておかないといけないと思うし、ましてやこの発行率で交付税の割りも決めていくという、ちょっとその方向は国の方向としても、私たちは納得がいかないし、危険な方向やなと思ってるとのことだけお伝えしちよきます。

◎上田（周）委員 関連というか、予算についてではないですけど。さっき部長からそのメリットとか、心配、不安への打ち消しの説明が不足していて、今こういう流れになっていると。新聞報道等でも、行政の効率化、デジタル化は賛成だけれども、このマイナンバーカード制度については、いわゆる個人の情報が漏れやしないかというそういう心配がある。賛成の方でもそういう不安がある。ちょっと思い出してもらいたいのは、何年か前に住基カードがありましたよね。本人確認のときに車の免許証を持たない方は、住基カードをつくったら行きますよと。そういうことが駄目になったやないですか。あれの失敗を分析、検証した上できちっとということを、ちょっと言いたいかな。

◎徳重総務部長 今、委員からも御指摘のあったように、住基カードがなかなか浸透しなかったという反省には立って、マイナンバーカードの普及をどう進めていくかというのは、しっかりと考えないといけないかなと思ってます。そもそもマイナンバーカードの元になるマイナンバー自体が、今回は社会保障と税の分野の効率化にもしっかりと使っていくと。それによって、国民ないしは住民の生活の利便性を上げていくとか、あとは行政の効率化によって、できるだけ必要なところに費用がかけられるようにしていくということで、マイナンバーの制度は始まってきているわけですので。それを実際マイナンバーカードという形で、手元に持ってもらったときのメリットというのを、しっかりと国民の皆さんにも理解をしていただかないといけないと思いますし。そのカードを、やはり持つと不安だなというところを、どう払拭していけるかというところは、やはり説明責任を果たしていくということが必要だと思っております。

◎上田（周）委員 やっぱりマイナポイント付与といった国の政策で2万円が4人家族やったら8万円ですよ。さっき部長が世代によって違いもあるって、確かにそうやと思います。中身があんまり分からずに取得するとかいうこともあろうかと思えますし、そのあたりまた含めて御説明をということで。

◎徳重総務部長 その点は、まさにしっかりと説明をしていかないといけないところだと思います。住基カードもやはり、なかなか普及が進まなかったデメリットというのが、やはり皆さんに持ってもらえなかったということもあるかなと思います。一方はマイナンバーカードを持っていたら、特に取得率が高い一部の自治体では、そのマイナンバーカードを使った新しい給付施策なども検討が進んでいるようございまして。やはりワンショットのポイントがもらえるから持ってもらえるというだけではなくて、このデジタル化社会の基盤となって、持ってもらえることによってこういう施策展開などもできるんだよと、そういったところの未来像というのもしっかりと見せていくということが大

事なんだろうというふうに思っています。

◎大石委員長 質疑を終わります。

〈管財課〉

◎大石委員長 次に、管財課の説明を求めます。

◎塩見管財課長 令和4年度の12月補正予算について説明いたします。資料ナンバー2、議案説明書の25ページをお願いいたします。

繰越明許費について御説明いたします。庁舎管理費の3,471万9,000円は、北庁舎の照明設備をLEDに改修する工事に係る費用でございます。地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用することとしておりまして、国の内示を待って事業に着手したため、計画に遅延が生じたことから、繰越しをお願いするものでございます。現在設計が完了したところでございます、今議会で繰越しの承認を頂きましたら、来年度にかけて6か月の工期で改修を行う予定でございます。

説明は以上でございます。

◎大石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎大石委員長 質疑を終わります。

管財課を終わります。

以上で、総務部の議案を終わります。

《報告事項》

◎大石委員長 続きまして、総務部から1件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにいたします。

〈税務課〉

◎大石委員長 今後の森林環境税の在り方について、税務課の説明を求めます。

◎阪本税務課長 今後の森林環境税の在り方につきまして、御報告申し上げます。お手元の総務委員会資料、報告事項の赤いインデックスで税務課とありますA3の資料をお願いいたします。

この資料の冒頭に記載しておりますように、本県が全国に先駆けて平成15年度に導入しました森林環境税では、制度創設以来、約2万5,000ヘクタールの間伐や、森林被害対策などに取り組み、森林の持つ公益的機能の維持・増進を図ってまいりました。また、森林環境学習や森林保全ボランティア活動などに、これまで延べ31万人の方々に御参加いただき、森林への理解と関わりが深まっております。近年、地球温暖化に対する関心が高まる中で、二酸化炭素を吸収する森林の役割が一層重要となってきましたので、県としましては、引き続き森林環境保全の取組を進めていくため、本年度が最終年度となる森林環境税について、延長が必要と考えております。

まず、資料上段の左側1では、第4期森林環境税の実績の見込みをお示ししております。

(1) 森林環境の保全を進める事業では、県全体の実績の4分の1程度に当たる約5,700ヘクタールの間伐などに取り組んでおります。また、森林被害対策としまして、1万頭を超える鹿の捕獲などを行っており、近年は鹿による農林業被害が減少しております。

(2) 県民の皆さんの森林への理解と関わりを深め、広げる事業では、森林環境学習に約5万人、ボランティアによる森林環境保全などに約3万人と、多くの方々に参加いただいております。また、公共的施設などでの木材利用も300件を超え、多くの県民の皆様にも木のよさを感じていただける環境づくりも進めてまいりました。

その下に、税収と支出の見込みをお示ししておりますが、支出の超過により執行残額を積立てておりました基金を取り崩して対応する予定となっております。

上段の2では、第4期の期間中にありました環境の変化を記載しております。1点目は、県と市町村に、国からの森林環境譲与税の譲与が開始され、その財源を活用して、県の環境税ではできなかった、森林経営が行われていない森林の整備が始まったこと。2点目は、2030年のSDGsの達成や、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、CO₂の吸収源である森林への関心が高まってきたことがあります。

こうしたことを受けまして、下の3の図にお示ししておりますとおり、県の森林環境税を延長し、国からの森林環境譲与税の用途とすみ分けて、両税を最大限に活用するよう整理いたしました。

まず、ピンク色の枠内になりますが、森林環境税では、県が広域的に実施する森林環境保全のための事業を行うこととし、森林環境学習やボランティアなど、県民参加による森林環境の保全、木材利用の促進、鹿被害対策の取組を実施することといたしました。

国からの森林環境譲与税については、水色の枠内の左側に県、右側に市町村の用途をお示ししております。市町村につきましては、それぞれの判断によりまして森林経営管理制度に基づく森林の管理や、森林整備、担い手対策、市町村有施設の木造化などに使われます。県では、そうした市町村の森林整備を支えるための事業を実施することとしており、具体的には森林資源情報の提供や、市町村が行う間伐や再生林などの支援を行います。また、そうした森林整備を支えるため、林業大学校での担い手確保・育成の取組を強化してまいります。

次に、左下の4では、来年度以降第5期の森林環境税で取り組む事業と想定する目標を記載しております。これまで森林環境税で実施しておりました森林整備への支援につきましては、譲与税で行うように整理しましたので、次期の森林環境税では、「こうちの森」に触れ、学び、誇りを持って森を守り育み、使う活動を推進することとしました。

左側の(1) こうちの森で人づくり事業と、中ほどにあります(2) 豊かな森づくり事業の2つに区分して、各施策を進めることとしております。

(1) こうちの森で人づくり事業では、引き続き森林環境学習や、県民参加型の森林保全活動、森林環境に関する普及啓発などの取組を進めてまいります。下には、事業目標 K P I をお示ししておりますが、アの森林環境税を活用した事業の目標としましては、森林環境学習や森林保全ボランティア活動への参加数、イの産業振興計画の施策と併せて、目指す目標としましては、林業就業者数を想定しております。

その右下の(2)豊かな森づくり事業では、森林の保全につながる木材利用の促進や、野生動植物との共存のための取組への支援などを行います。K P I では、アの森林環境税を活用した事業の目標としまして、木材利用促進に関する事業の実施箇所数や、木材使用量、鹿の捕獲頭数、イの産業振興計画の施策と併せて目指す目標としまして、森林環境保全に資する木材利用の実績を想定しております。

なお、下の赤枠の中にお示ししておりますが、第5期森林環境税の課税期間におきましては、環境の変化やその時々々のニーズに合わせて、県民の皆様の意見を取り入れ、常に事業を改善していきたいと考えております。

資料の右下の参考①では、森林環境税の延長に関して、頂いた御意見をお示ししております。県民世論調査と企業アンケートでは、森林環境税の延長に関して9割近くの賛成意見を頂いております。参考①の最後の黒いひし形でお示ししておりますが、森林環境税の使途などに関して調査審議をしていただく森林環境保全基金運営委員会でも、税の延長を前提とした御意見を多く頂いております。

その下の参考②課税期間の概算収支を記載しております。5か年の税込と本年度からの繰越しなどを含めて、約9億2,000万円の収入に対しまして、こうちの森で人づくり事業に5億2,000万円、豊かな森づくり事業に4億円で、収入と同額の約9億2,000万円の支出を見込んでおります。こうした内容で、さきの9月定例会で商工農林水産委員会に御報告し、現在パブリックコメントを実施しております。その結果も踏まえまして、来年の2月議会には、森林環境税の課税期間を延長する議案を上程させていただけるよう、準備を進めております。

以上で、税務課の報告事項の説明を終わらせていただきます。なお、今12月定例会の商工農林水産委員会でも、同様の資料で報告事項として御報告をさせていただく予定となっております。また県の森林環境税のこれまでの成果や、令和5年度以降の使途についての御質疑は、同席しております林業環境政策課からお答えさせていただきます。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎三石委員 森林環境税の延長についての反対はありませんけれども、アンケートを見たときに、回答率が55.7%。企業については21.9%なんですね。意識がちょっと低いんじゃないかなと思うんですけども。やっぱりみんなのものにするためには、もっと啓発とかしていただいて。もう少しアンケートの回答率を上げるべきじゃないかと思うんですけど。

そこらあたりの手だてはどのようなふうに使われています。

◎徳重総務部長 まさに回答率については、県民世論調査自体は毎年5割から7割ぐらいの間で推移をしているというところがございます。三石委員がおっしゃるように、やはりしっかりと県民の御意見を聞くという意味では、回答率をしっかりと上げていくべきだと思っております。この県民世論調査自体が、実は結構項目数があるということで、なかなか多い分量をお答えいただくのに、ちょっとお手間をかけてしまっているかなとか、そういうことも問題意識としては非常に持つておるところでございますので、そこは設問数を減らして、簡単に答えてもらえるような努力をしていかなければ、まさにこういう大事な意見を聞くときの回答率が低いということになってしまう。そういう御指摘を頂くことになってしまうと思っておりますので、そこはしっかりと県民世論調査のやり方については、できるだけブラッシュアップをしていくように考えていきたいと思っております。

◎三石委員 部長が言われるように、県民の皆さんに意識を持っていただきたい。そのためにはアンケートに答えられるようなことを考えていただきたらと思っておりますので、よろしくをお願いします。

◎竹崎林業環境政策課長 企業アンケートにつきましては、県民世論調査とは別に当課において実施いたしました。これにつきましては、確かにおっしゃるように回答率が低いということがございます。今回県民世論調査にいたしましても、企業アンケートにいたしましても、御回答いただいた方のうち、この取組を知らないという方が7割近くいらっしゃいましたので、そうしたことも併せて県民の方にもっと訴えていくような仕組みをつくらなければならないと考えております。この延長をさせていただきましましたらば、来年度以降県民の方に意見交換をできる場とか、これまで以上に強化して普及に努めていきたいと考えております。

◎三石委員 繰り返しになりますけど、ぜひお願いします。

◎塚地委員 平成15年度に導入したときに、大体共産党って増税は反対でしょって言われるんですけど、それは全会一致で、いかに山に対する意識をつくってもらおうかということで、私たちも賛成して導入してもらって。やっとなら森林環境譲与税も国が動き始めるというところに、意識づけとしても前進してきたのでよかったなと思ってるんですけど。

これから使い方できび分けていくということになってこようかと思いますが。すごい小さいことで申し訳ないんですけども。私もいろいろと森林の関係の森のようちえんも行かしていただいて、一番困ってるのが、研修先、実習先のトイレなんですよね。例えばアジロ山の森のようちえんもすごい人が使ってるんですけど、そのトイレというのが簡易トイレで、今の子供たちが見たこともないトイレなんで、怖くてそこに入っていくかというように、そんな状況もあったりして。子供たちを気楽に気軽に参加させられるみたいなどころに、そういうものが整備されていったらいいなと思うんですけど。ただ、設置す

るところが市町村になって、後々の管理がどうなるのかとか、いろんな財政的な問題もあったりするんだと思うんですけど。そういうあたりもぐっと力を入れて、取り組めるような形で使っていただけたらなと思うんですけど。どんなことでございましょうか。

◎竹崎林業環境政策課長 今度の森林環境税の第5期に向けていろいろな取組を進める中で、県民の方に利用していただく施設の機能の拡充を図らなければならないということを考えておまして。その中でも県立甫喜ヶ峰森林公園については、ウェブ環境を整えるでありますとか、使い勝手のよさということでは拡充するようにしております。ただ、おっしゃっていただきましたように、トイレなどは県民の方が森林に来ていただける基本的なハードということにもなりますので、単年度の財源1億7,400万円ですべてまでできるかということもございましてけれども、お話いただいた内容をまた今後も検討していきたいと考えております。

◎塚地委員 四国建設コンサルタンツ協会さんというところが、年に1回必ずイベントをしてくださるんですけど。親子連れもコンサルの関係の方々も来られて、大体200人ぐらいのイベントになったりするんですね。月1回の森のようちえんもやったりしてて、すごく大事な事業だったりするので、ぜひそんなところで活用ができるように、高知市とも協議していただいたらなあということで。お願いしておきたいと思っております。要請で。

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、総務部を終わります。

《会計管理局》

◎大石委員長 それでは続きまして、会計管理局について行います。

初めに、議案について会計管理局長の総括説明を求めます。

なお、局長に対する質疑は、課長に対する質疑と併せて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

◎池上会計管理者兼会計管理局長 会計管理局所管の12月補正予算について御説明いたします。資料ナンバー2、議案説明書（補正予算）の221ページをお開きください。

予算総括表の合計欄にありますとおり、会計管理局2課の人件費について、全体で1,187万6,000円の増額をお願いするものです。

主な理由としましては、今議会に上程しております、職員の給与に関する条例改正案に係る給料月額、勤勉手当等の改定によるもののほか、人員の増減、職員の新陳代謝等によるものです。

次に、275ページをお開きください。総務事務センターの給与等集中管理特別会計補正予算につきましては、各所属の人件費の補正に対応して行うもので、1,600万円の減額をお願いするものです。

これは、給料月額の引上げ等に伴い人件費が増額となった一方、教育職の配置数の確定

に伴う減や職員の新陳代謝等により、全体では減額となったものです。

最後に、278ページをお願いします。総務事務センターの会計事務集中管理特別会計につきまして、電気料金の高騰に伴い不足が見込まれることから、5億2,999万円の増額をお願いするものです。詳細につきましては、後ほど総務事務センター課長から御説明いたします。私からの説明は以上です。

◎大石委員長 続きまして、所管課の説明を求めます。

〈総務事務センター〉

◎大石委員長 総務事務センターの説明を求めます。

◎山岡総務事務センター課長 会計事務集中管理特別会計の令和4年度12月補正予算案につきまして、御説明をさせていただきます。資料ナンバー2、議案説明書（補正予算）の280ページをお開きください。

これは、会計事務集中管理特別会計で集中的に支払い処理を行っております共通経費のうち、公共料金に関する支払い額の増加に対応するため、約5億3,000万円の増額をお願いするものでございます。

主な理由といたしましては、エネルギーコストの上昇によりまして、電気料金、ガス料金が高騰しており、特別会計内での流用等の対策を行いましても、電気料金につきまして、当初予算額を上回る支払いが見込まれることによるものでございます。

総務事務センターの説明は以上でございます。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎三石委員 電気代、ガス代が上がるということは、承知しとるんだけども。ほんまに上がるからどうのこうのじゃなくて、ふだんから節電・節水というようなことを言われますよね。特にこういう形で、どんどん電気にしてもガスにしても上がるということやったら、県庁全体でそういう働きかけはやってるんですか。

◎山岡総務事務センター課長 節電につきましてはウォームビズとか、夏場はクールビズというような形で、全庁的にもお声がけをしておるところではございます。

◎三石委員 それはふだんやってますよね。さらにこういうような状況やったら、もっと意識を持って、節電に取り組んでいこうという働きかけが必要やないかなと思うんですけどね。そこら辺りはどうなんでしょうか。

◎池上会計管理者兼会計管理局长 庁舎の関係で言いますと、総務部管財課のほうでの取組、それからエネルギーの関係はカーボンニュートラルにも関わってくるのだと思いますので。先ほど言いましたクールビズ、ウォームビズというのは、環境の部署のほうで所管をしておりますので、全庁でそういう形で取り組むことについて、御意見があったということについて両部にもお伝えして、さらに取組を進められるようにやっていきたいというふうに思います。

◎三石委員 全部に関わることですけどね、やっぱりそういうことが必要じゃないでしょうかね。しんどいけどね。

◎大石委員長 これで総務事務センターを終わります。

以上で、会計管理局を終わります。

ここで、委員の皆様にご相談といいますか提案がございます。御提案に関する資料について、事務局から配付をさせます。

(資料を配付)

◎大石委員長 高知県警におきましては、交通事故防止対策、交通違反の取締りや、白バイによる機動取締りなど、県民の交通安全に取り組んでいるところであります。このたび熊坂前高知県警察本部長から総務委員長宛てに視察の調査依頼がっております。そこで高知県の交通安全対策の検討に当たり参考にするために、自動車安全運転センター安全研修中央研修所を訪問して取組を伺い、体験研修を受ける視察を行うこととしたいと思っております。

日程についてはお手元にお配りしております資料のとおり、視察してはどうかと思っておりますけれども。委員の皆さんの御意見を伺いたいと思っております。御意見をお願いいたします。

小休にいたします。

(小休)

◎ ちょっと時期的にどうなのかなというのを、ちょっと私も申し上げたんですけど。取りあえず改選期が3月31日なので、もう残りが私ども少ない状況の中で、あえて今の委員会で行かんといかんのかなということは感じております。県民の皆さんから見たときに、任期あとこれだけなのに、委員会であえて行きますかというお声は出るんじゃないかなという気はするので。ちょっと要検討じゃないかなあと。あえて委員会で行くとなると新たな予算措置も要ってきたりもするし。個人の方で行かれる分には、それはもう全然行ってもらったらいと思っておりますけれども。委員会として、みんなで行くというのは、この時期いかなものかというのが、私どもの意見でございました。

◎ これ日にちはいつやろ。

◎ 日にちはまだ、相談させていただいてから。まず行く行かないというのがありますので。基本的には行けたらという。お話いただきましたのも、それも理解できますけど。一方で、高知県自体がちょっと、実は利用率が低いという中で、来年度への申し送りもしてもらいたいという思いもありますし。それから、確かに改選はありますけど、任期中はそれはそれで、しっかり仕事もしないといけないということもありますし。これはただ、委員の皆さんの御都合などもありますでしょうから。予算については、もともと取ってる予

算の範疇で行けるということではありますので、特に問題はないというふうに認識を一応しております。各会派の御意見どうでしょうか。

◎ 具体的な日程案を出さんと、それぞれ予定も組んでるでしょうから。その辺りの調整ができるかできないかという部分もあるでしょう。

◎ 先方の施設からは、最終的に希望者で政務活動という方法もありますけれども、ほかの県議会にも公式に呼びかけているということで。和歌山とかほかの県議会も、公式に委員会として来てるということで。できたらその委員会という、公式な訪問という形で来ていただきたいということも聞いておりますので、それも併せて報告はしておきたいと思えます。

◎ できたら委員会として行けたらええけど。言われたようにね、そういう思いのところもあるし。日程があえば行ってみたいし。

◎ 選挙もあるんだけど、今委員長が言われたように、任期中は任期中でやっぱり勉強もしたいし。そういう思いもあるし。委員会全体としては、ちょっと難しいんじゃないかな。そういう意見もあれば。

◎ 基本ね、全会一致ですからね。

◎ あんまり乗り気じゃない。

◎ 言ったとおり乗り気じゃないです。今の時期じゃないとどうしてもいかんかということは、やっぱりあろうかと思うので。そこはちょっと。総務でお金も預かっている委員会でもあるわけなんで。あえてこの時期に絶対やらんといかんということなら、やっぱり行ったらいいとは思いますが。今期、本当に最後の端のこの時期で、委員会こぞってというのはちょっと、県民の目から見たときにどうかなというのは、率直には思いますし。

◎ 遊びに行くわけじゃなくて、本当に意義のあることやから。

◎ それはそうなんですけど。時期の問題ですよ。だからね。

◎ まあ委員会としてやね、行くことは難しいかも分らんね。

◎ そうすると有志で行くのか。もしくはもう次期総務委員長に申し送りをするということで行くのかということですけど。いずれにせよ委員会としていくというのは、ちょっと難しいという。

◎ 全会一致しなければね。これは行けませんからね。

◎ ちょっと会派でもまだ、具体を言ってないですけど。趣旨としてはもう大賛成ですが、ちょっと今の時期のことをいろいろこう。それぞれありますのでね。

◎ 分かりました。

◎大石委員長 それでは正場に復します。

それでは、協議の結果、整わなかったということですのでよろしいですね。

そしたら委員会としての出張は見送って、今後の対応については、正副委員長で調整をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここで昼食のため休憩といたしたいと思います。再開は午後1時でお願いいたします。

(昼食のため 11時45分～12時59分)

◎大石委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

《教育委員会》

◎大石委員長 教育委員会について行いたいと思います。

初めに、議案につきまして教育長の総括説明を求めます。

なお、教育長に対する質疑は各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承いたします。

◎長岡教育長 議案の説明に先立ちまして、御報告をさせていただきたいことがございます。教育委員会事務局及び県立学校におきまして、個人情報の不適切な取扱い事案がございました。御本人をはじめ関係者の皆様に多大なる御迷惑、御心配をおかけしましたことをおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

本議会より、教育委員会事務局及び県立学校におきまして、個人情報の不適切な取扱い事案が生じた際には、この委員会にて御報告をさせていただければと考えております。後ほど本件の詳細につきましては、報告事項として担当課長から御説明をさせていただきます。今後はチェック体制を一層強化し、このような事態が生じないように、再発防止に努めてまいります。

それでは、議案の説明をさせていただきます。12月議会に提出しております教育委員会関係の議案は、第1号令和4年度高知県一般会計補正予算と条例その他議案2件の計3件でございます。

それでは、令和4年度一般会計補正予算について、まず御説明をさせていただきます。資料ナンバー2、令和4年12月高知県議会定例会議案説明書(補正予算)の226ページ、教育委員会補正予算総括表を御覧いただきたいと思います。

教育委員会所管の補正予算は総額2億9,157万円の減額となっております。まず、教育政策課ほか4課が所管する人件費につきまして1億9,352万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは今議会に上程しております、職員の給与に関する条例改正案に係る給料月額及び勤勉手当などの改定を反映したことに加え、人員の増減や職員の新陳代謝などによるものでございます。人件費に係る補正につきましては、私からの説明をもって、各課長からの説明は省略をさせていただきます。

また、人件費以外の補正につきましては、総額4億8,509万4,000円の減額となっております。清水高等学校の施設整備について、入札不調による工期の延長に伴い5億1,000万円余り減額するほか、子供の安全対策を強化するため、国費を活用した送迎用バスの安全装置改修支援等に必要な予算を計上しております。

続きまして、資料ナンバー1の令和4年12月高知県議会定例会議案（補正予算）の6ページをお開きいただきたいと思います。

繰越明許費の追加でございます。左下にあります13教育費の1教育総務費は、県立学校施設の改修工事に関連する予算の繰越しをお願いするものでございます。

その下2児童費と3学校費は、先ほど御説明をいたしました、送迎用バスの安全装置改修支援などに必要な経費を、国の予算措置に合わせ繰り越すものでございます。

続きまして、12ページをお開きいただきたいと思います。債務負担行為の追加でございます。下から3段目の県立学校LANシステム再構築等委託料から、次のページの上から6段目塩見記念青少年プラザ管理運営委託料までの9件の債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

続きまして、15ページを御覧いただきたいと思います。債務負担行為の変更でございます。県立学校整備事業費は、清水高等学校の施設整備に関連する予算の債務負担行為の変更をお願いするものでございます。各事業の詳細につきましては、後ほど担当課長のほうから説明をさせていただきます。

次に、条例その他議案につきましては、資料ナンバー3、令和4年12月高知県議会定例会議案（条例その他）の表紙の次のページでございます、議案目録を御覧いただきたいと思います。

目録の上から2つ目、第12号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案及び下から3つ目の第31号高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案の2件でございます。このうち、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案につきましては、人事委員会勧告の趣旨に沿って、職員の給料月額及び期末勤勉手当の額の改定を行うもので、総務部からの説明の際に一括で御審議をいただきましたので、説明を省略させていただきます。

次に、報告事項につきましては、冒頭に御説明いたしました個人情報の不適切な取扱い事案のほかに、（新）安芸中学校・高等学校の校章について、そして部活動地域移行に係るアンケート結果等についての2件がございます。それぞれの報告事項の内容につきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

最後に、教育委員会が所管いたします主な審議会等の9月議会以降の開催状況を説明させていただきます。審議会等と赤いインデックスがつきました資料を御覧いただきたいと思います。資料のとおり、高知県社会教育委員会を11月に開催いたしました。審議項目な

どにつきましては、記載のとおりでございます。今後も審議の経過や結果につきましては、適宜委員の皆様方に御報告をさせていただきます。

私からの総括説明は以上でございます。

◎大石委員長 続きまして、所管課の説明を求めます。

〈教育政策課〉

◎大石委員長 初めに、教育政策課の説明を求めます。

◎鈴木教育政策課長 当課関係の令和4年度の12月補正予算につきまして、御説明をさせていただきます。資料ナンバー②番、令和4年12月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の229ページをお開きください。

当課では債務負担行為の追加を1件お願いしてございます。こちらは、更新期をこのたび迎えます県立学校LANシステムにつきまして、セキュリティーを強化した上で再構築を行うためのものございまして、令和5年度のうちに構築完了後、令和6年度から10年度まで5年間の運用保守等に要する経費と合わせまして8億9,114万6,000円の追加をお願いするものでございます。

こちら、概要を御説明いたしますので、お手元にお配りしております教育委員会と青いインデックスがついております総務委員会資料、議案説明資料と記載をされました資料の、赤いインデックス教育政策課のページを御覧いただければと思います。

まず、県立学校LANシステムの役割について御説明をいたします。1番の役割の部分について御覧ください。こちらの県立学校LANシステムにつきましては、大きく2つの役割を持っているシステムでございます。1つ目の役割が、①番に記載ございますように、県内48拠点の県立学校におきまして、生徒1人1台端末や教員の端末、またパソコン室の端末など、全てのタブレットやパソコンなどの端末がネットワークに接続をいたしまして、様々な機能などを利用するに当たりましてのネットワークインフラとなるものでございます。

またもう1つの役割につきましては、こちら②に記載ございますように、全ての県立学校が業務を実施する上で共通して必要となります、例えば学校ウェブサイトの構築でございますとか、また教員用の共有フォルダ、あるいはセキュリティーなどの機能を、先ほど御説明いたしました①番の校内ネットワークに提供するシステムでございます。

こちらの2つのシステムを内容としている県立学校LANシステムでございますけれども、こちらのシステムは御説明いたしましたように、生徒の学習でございますとか、教員の業務の基盤とネットワークの基盤となつてございまして、停止等した場合にはおよそ全ての学校の端末等がネットワークに接続できなくなるといった、学校運営にも甚大な影響を及ぼすような基幹的なシステムでございます。今回はこの県立学校LANシステムが更新期に至っておりますことから、このシステムの再構築のための補正予算を計上するもの

となっております。

資料の左下の2番更新の背景・ポイントの記載を御覧ください。こちらの現行の県立学校のLANシステムにつきましては、平成28年度に構築をしてございまして、平成29年の運用開始から来年度で7年目を迎えますことから、機器が老朽化してございます。そのため故障などによります停止等が生じないように、更新が必要になっているといった状況でございます。

こうした業務用のネットワーク機器の耐用年数は、一般的に5年とされてございまして、これまでの経済性等を考慮いたしまして、現行の機器を少しでも長く使うようには運用保守を延長してまいりましたが、7年を超える運用は業務に支障を来す故障等が発生するおそれがありますことから、これ以上の延長は難しいと判断をしたところでございます。

加えまして2つ目の黒丸にございますように、本年8月千葉県南房総市の校務支援システムがランサムウェアというウイルスに感染をいたしまして、データを暗号化されて身代金を要求されるという事件が発生したとの報道がございました。また同様の事例につきましては、徳島でございまして、また大阪でございまして、病院等々でも発生してございまして、こうした巧妙化するサイバー攻撃への対応も必要となっているところでございます。そのため今回の機器更新に合わせまして、さらなるセキュリティー対策の強化を図っていければというふうに考えてございます。

また、3つ目の黒丸にございますように、現在の経済動向といたしまして、いわゆる物価高に加えまして半導体不足の影響等ございまして、ハードウェア、ソフトウェアともに価格が高騰している状況でございます。こうした状況を考慮いたしまして、更新に当たっては、例えば故障した場合に、代替機での運用が一定可能な一部の機器を今回の更新から除外するなど、専門知識を有する職員が内容の精査等々を行いまして、可能な限り更新に当たっての経費を低廉に抑えつつ、セキュリティー面の強化を実施し、教育現場で安全安心にシステムを活用できるような整備を行っていくといったようなものが内容となっております。

その上で、右下に今後のスケジュール案の記載がございすけれども、現在、下の米印にございますように、機器を発注してから納品までに既にもう半年以上かかるようなケースが出てまいりまして、1年以上余裕を持った構築期間が必要となりますことから、現行のシステムとの切替えて、令和6年4月より稼働が開始できますように、本議会での補正をお願いするというものとなっております。

教育政策課の説明は以上でございます。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎上田（周）委員 今後のスケジュール案ではこの予算が成立して、年明けて1月に契約という予定ですが。契約方法はどんな形になるのでしょうか。

◎鈴木教育政策課長 現時点では一般競争入札を予定してございます。

◎上田（周）委員 そしたら、一般競争入札だから何社か予定されますよね。

◎鈴木教育政策課長 現行のシステムの構築に当たりましては、いわゆる随意契約で、やはり専門性も高いというところで、公募型プロポで行ったんですけれども。公募型プロポで、平成28、29年度から実施しておりまして、一定の知見等々も当教育委員会にもたまりましたので、それを今回仕様に落とし込むような形にした上で、一般競争入札という形に考えてるところでございます。

◎上田（周）委員 それと財源の問題ですが。債務負担で多額の9億円近い経費が要るんですが。これはLANシステムの構築と運用に、例えば地方債を充当できるとか、そういうのはないんですかね。

◎鈴木教育政策課長 特にございませぬ。

◎塚地委員 私も今ちょっと財源のことも伺うかと思ってたんですけど。じゃあ完全に県の一財でやるということですか。

◎鈴木教育政策課長 おっしゃるとおりでございます。

◎塚地委員 平成29年以来の大きな再構築なんですけど。この間、現場で使ってきて、やっぱりこういう不具合がありました、こういうところをもうちょっと強化してほしいですというような現場からの御意見みたいなのは、どう聴取をされているんですか。

◎鈴木教育政策課長 今般のこのLANシステムですが、ネットワークのコードそのものですので、実際の機能を使っているときに何か不具合等々感じるという場面というのは、正直なところなかなかないところではございますけれども。どちらかといえば、より使われている方の、より実態的な話で申し上げれば、まさに先ほど御説明したセキュリティーの強化でございますとか、そういったようなものは図っていければというふうに考えてございますが。実際何か不具合が今回のシステム上発生したためにこれをやるというよりは、備えてというところになってございます。

◎塚地委員 ごめんなさい。そんなに詳しいわけじゃないき、あれなんですけど。学校に行ったときに先生が1人1台タブレットを使って、先生は画面が開いてるんですけど、こっちは動かない、止まっているというようなことで、学生からもすごくスピードが遅いというような意見もあったんですけど。それと、これとは関係ない話ということですか。

◎鈴木教育政策課長 これは本当に基幹的なネットワークでございまして。今のその学校での端末の不具合とはまた別の層のネットワークの環境のほうでございまして。今の学校での端末の不具合とは、また違う話となっております。

◎塚地委員 分かりました。これに直接関係ないんですけど、それ結構生徒さんの中から出て。全然画面がフリーズしてしまうことが結構あるというような御意見もあったんで。またちょっと現場のそういう意見も聞いて、必要な保守とか充実とかはやっていただきました

いなと思うので。

◎鈴木教育政策課長 おっしゃるとおりでございます。きちんと学校の実態等も踏まえながら、いいやり方を検討させていただければと思います。

◎加藤委員 ランサムウェアの被害が相次いでいて、これにセキュリティー対策を強化してということで御説明いただきましたけど。病院では、このランサムウェアの被害に遭って、個人情報の流出なんかから経済的な被害も発生しているような状況があります。その経済的な被害に対する保険を検討したりということも、されていらっしゃるようなんですけど。そういう面では学校現場としては、ランサムウェアによる被害というのはありますでしょうかね。

◎鈴木教育政策課長 現時点、ランサムウェアにおいて経済的な損失被害というのは、学校のデータが仮に漏れたとき生じるかどうかというのは、今時点では想定はしてございませんけれども。当然そういうのが発生しないように、今回そのセキュリティー強化を図っていくというところでは、当然ございます。

◎加藤委員 分かりました。患者さんに対する経済的な手当てとか、そういうことで対応が必要になってくるようには聞くんですけども。セキュリティーを強化しても、どうしてもたちごっこというか、交通事故みたいなもんで、こっちが構えちよつたとしても起きる可能性ということも、なかなかゼロにできるような状況でもないんだというふうに承知してるんですけども。その想定される被害というのは、やっぱり個人情報の流出とかそういうことで、それ以外にはどんなことが想定されますでしょうか。

◎鈴木教育政策課長 基本的に校務の、お子さんたちの生徒さんの情報ですとか、あるいは教員の持ってる情報が漏れるというところですので、基本的に個人情報の漏えいといったところが大きいかと思います。当然ハードウェアのセキュリティー強化というのは、当然今回やっていくわけですけども。いわゆる意識の問題ですとか、ソフト面というのも、先生、お子さん一人一人のセキュリティー強化というのを併せて、別途やっていく必要は当然あるかと思ひまして。そのハード、ソフト面と、両面でのセキュリティー対策等を図っていければというには考えてございます。

◎加藤委員 分かりました。防ぐ努力を一生懸命されるということで、大いに期待もします。最悪の想定、どういう事態が起こるのかみたいなのところも、併せてまた御検討いただければ、より安心かなと思いますので。よろしく願いいたします。

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、教育政策課を終わります。

〈学校安全対策課〉

◎大石委員長 続きまして、学校安全対策課の説明を求めます。

◎大崎学校安全対策課長 お手元の資料ナンバーの②の議案説明書（補正予算）の230ペー

ジをお願いいたします。繰越明許費の承認をお願いするものでございます。13教育費の4学校施設等整備費の施設整備費8億7,426万2,000円につきましては、丸の内高校の屋上防水や四万十高校の屋外トイレ、部室等の改修、また嶺北高校や高知東高校等の空調設備更新など22件におきまして、学校や関係者との施工時期等の調整に日数を要し、着手が遅れたことなどによりまして、年度内の完了が見込めなくなったことから、繰越しの承認をお願いするものでございます。これらの工事につきましては、建築課及び学校等との調整を密にしながら、早期の完了に向けて取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

◎大石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、学校安全対策課を終わります。

〈幼保支援課〉

◎大石委員長 続きまして、幼保支援課の説明を求めます。

◎田中幼保支援課長 幼保支援課でございます。

当課所管の補正予算につきまして御説明します。資料ナンバー②、議案説明書（補正予算）の232ページです。

右側の説明欄の送迎バス安全対策事業費補助金でございます。これは本年9月静岡県で発生した送迎バスの事故を受け、今般の国の経済対策におきまして、保育所や幼稚園等の送迎バスへの安全装置の導入を支援する補助制度が創設されましたことから、これを活用しまして県内各園の安全対策の強化を早期に支援するため、記載の金額の増額補正をお願いするものでございます。

なお、保育所や認定こども園など施設の種類によりましては、国から市町村へ直接補助されることとなっております。この県の補正予算としましては、幼稚園や認可外保育施設分を計上しております。具体的には、バスによる送迎をしている県内の幼稚園は23か所ございますが、そのバス41台分、また認可外保育施設の1台分、合わせまして42台分に、現在国から示されている補助単価、1台当たり18万円でございます、それを乗じた額となっております。なお本補助金財源は全額国費となっておりますため、前の231ページのとおり、同額を歳入予算として計上しております。

また233ページになりますが、国の予算措置に合わせ、全額翌年度への繰越しもお願いしておるものでございます。

説明は以上です。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎野町副委員長 1台につき18万円かかるということなんです、しっかりつけていただ

いたらと思うんですけど。全国的にこういう問題があつて、次から次へ似たような事例が出てくるということなんです。これを機に高知県内の状況というのは、もう調べられたりはしてるんでしょうかね。

◎田中幼保支援課長 この事故を受けまして、まず各園の皆さんに緊急点検をお願いいたしました。その上で、その緊急点検の内容がしっかり事実確認できているかという視点での、実地調査を実施したところでございます。現在その結果、精査しているところでございますが、直ちに安全の観点で問題があるといったような点は確認しておりません。ただ、こうしたことは慣れが一番あつてはいけないことだと思いますので、引き続き適時にこの安全装置の導入など、支援を続けていきたいと考えております。

◎野町副委員長 本当にかわいそうな事故ということで、起こらないことにこしたことはございませんので。ぜひこれを機に、徹底をしていただきたいなど。よろしく申し上げます。

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、幼保支援課を終わります。

〈小中学校課〉

◎大石委員長 次に、小中学校課の説明を求めます。

◎今城小中学校課長 それでは12月補正予算につきまして、御説明をさせていただきます。お手元の②議案説明書（補正予算）の235ページをお開きください。

歳出でございます。1小中学校費の右側の説明欄、3管理諸費の送迎バス安全対策事業費補助金につきましては、先ほど幼保支援課から説明をしました内容と同じになりますが、国の総合経済対策におきまして、子供の安全対策として送迎用バスの安全装置の整備に係る経費について、市町村が早急に対応できますよう、1,302万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、小中学校課の人件費を含みます今回の補正額は、2億2,084万4,000円の増額となり、合計で367億7,625万7,000円となります。

次に、前のページを御覧ください。234ページの歳入につきましては、歳出補正予算に関連する国庫支出金などにつきまして、補正を行うものでございます。

次に、236ページをお開きください。繰越明許費の追加でございますが、1小中学校費の管理諸費におきまして、先ほど御説明をいたしました送迎用バスの安全装置の整備に関連する予算について、年度内の執行が困難なことから繰越しをお願いするものでございます。

以上、小中学校課からの説明を終わります。

◎大石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、小中学校課を終わります。

〈高等学校課〉

◎大石委員長 次に、高等学校課の説明を求めます。

◎並村高等学校課長 当課の補正予算について、御説明させていただきます。資料②令和4年12月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の239ページをお開きください。

債務負担行為に係る調書でございますが、まず上から1段目の基礎学力把握検査等委託料についてでございます。県立高等学校の生徒の学力状況を確認し、指導改善につなげるため、国の高校生のための学びの基礎診断に認定された学力定着把握検査の実施と結果分析を委託するものでございます。

県立高等学校32校におきまして、新1、2年生に対して、年度初めの時期に既習内容の学力の定着度ををはかるための第1回目の検査、そしてある一定の期間を経た年度後半の時期に、さらなる定着度ををはかるための第2回の検査の年間2回分の検査をセットで行うために補正予算に計上するものでございます。

この検査の実施につきましては、各学校がP D C Aサイクルを回しながら効果的な学力向上対策を講じて、生徒の学力向上を図るといったことにつながりますことから、生徒の学力定着と教員の授業改善に大きく寄与するものと考えております。また、この検査を委託する業者につきまして、令和3年度実施分から競争原理が働く形で選定することとしておりまして、年間2回分の検査をまとめて選定したいと考えております。

次に、その下の情報教育支援事業委託料についてでございます。県立中学校、高等学校におきまして、1人1台タブレット端末の設定作業や障害発生時等対応の支援、I C T活用に関する授業支援の充実に向けまして、専門知識や技術を有する人材による各学校への訪問対応などの業務を民間専門業者に委託するものでございます。

具体的には、機器のトラブル発生時等における相談対応や、教員のI C T活用スキルの向上を目的とした講習会をオンラインで行うこととしております。また、年度初めや年度末などの業務繁忙期に、定期的かつ必要に応じて学校訪問を行い、タブレット端末の設定やI C T機器の操作方法や活用方法についての研修を実施するなど、各学校のI C T活用が推進できるよう支援を行うこととしております。特に、年度末から年度初めは、新1年生のタブレットの準備や設定など、担当教員の負担が大きくなることから、4月当初から円滑かつ迅速に端末が活用できるよう、必要な支援を行うため令和4年度中に入札を執行し、支援体制の確立を行うものでございます。

次に、その下の外国語指導助手配置委託料についてでございます。県立の高校及び特別支援学校では、英語教育を推進するため外国語指導助手、いわゆるA L Tを配置し、各学校の授業等において語学指導を行っております。このA L Tは、自治体国際化協会のJ E Tプログラムを通じた雇用と、民間企業による委託の2種類の雇用形態により行っている

ところです。今回の外国語指導助手配置委託料は、昨年と同様、各学校での指導に当たるALTのうち、5名の配置を民間専門業者に委託するものでございまして、指名競争入札により委託業者を選定するようにしております。

委託の理由としましては、本県の地理的な理由もあり、特に中山間の学校につきましては、移動に自動車の運転が必要となります。また、これらの小規模校では、担当する授業数も少なくなるため、1名で複数校を担当する場合があります。JETプログラムのALTは、自動車の運転に制約があることから、移動の利便性を考え一定委託のALTを配置しているところです。また、ALTは4月10日頃からの授業開始に合わせて、各学校に配置する必要がありますが、4月に入ってから入札を行い業者を選定していたのでは間に合いません。この債務負担行為についての議決を頂くことにより、令和4年度中に入札及び契約が可能となり、委託先が余裕を持って県教育委員会と調整を行い、学校にALTを配置できるようになります。なお、委託料の金額につきましては、交通費、渡航費、住宅費、諸手当、保険、税金、ビザ取得等の手続代などを積算し、総額で委託することとしております。

高等学校課の説明は以上でございます。

◎大石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、高等学校課を終わります。

〈高等学校振興課〉

◎大石委員長 続きまして、高等学校振興課の説明を求めます。

◎野田高等学校振興課長 お手元の資料ナンバー②令和4年12月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の241ページをお開きください。

施設整備費の減額補正と243ページの債務負担行為の変更につきましては、関連する内容となりますので、議案説明資料によりあわせて御説明させていただきます。

議案説明資料、青色インデックスの教育委員会、赤色インデックスの高等学校振興課のページを御覧ください。初めに資料左上の、清水高等学校の高台移転に伴う新校舎等の整備の欄を御覧ください。表に記載しておりますように、令和4年度当初予算におきまして、基本設計完了時の予算といたしまして、令和4年度に5億1,071万4,000円を。令和5年度、令和6年度の債務負担行為といたしまして、計29億2,354万1,000円をお認めいただきました。

実施設計の進捗に合わせ校舎棟や体育館、多目的教室等の事業費を精査してまいりましたところ、資材高騰などによりまして、3億3,333万3,000円の予算を増額する必要が生じました。また、校舎棟新築主体工事の入札不調等がありましたことから、事業費及び工事

工程を踏まえて各年度の予算割を見直ししましたところ、令和4年度予算の減額及び令和5年度以降の債務負担行為の予算を増額する必要が生じたものでございます。

次に、債務負担行為の追加について御説明いたします。資料ナンバー②令和4年12月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の242ページをお開きください。給食業務委託料6,286万5,000円と、その下、県立中村中学校の県立学校整備事業費5億9,006万6,000円の債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

内容につきましては、先ほど御覧いただきました議案説明資料により御説明させていただきます。議案説明資料、赤色インデックス高等学校振興課のページをお開きいただきまして、左下の高知国際中学校への給食調理等委託業務の欄でございます。

高知国際中学校につきましては、令和元年度から高知市立針木学校給食センターで給食調理等業務を受託しております事業者と委託契約を締結し、学校給食を実施しております。現在の委託契約の期間が令和4年度末で終了いたしますことから、令和5年度以降も引き続き学校給食を実施いたしますため、給食調理等委託業務に係る予算を計上するものでございます。委託先は株式会社東洋食品で、委託期間は令和5年4月から令和10年3月までの5年間、随意契約による契約を予定しております。なお、株式会社東洋食品と高知市は、令和5年4月から令和10年3月までの高知市立針木学校給食センター給食調理等委託契約を、令和4年9月30日に締結しております。

次に、議案説明資料の右の欄に移りまして、県立中村中学校に係る新たな教室棟の整備について、御説明させていただきます。令和4年度当初予算におきまして、県立中村中学校のバリアフリー対応や、教員による生徒の見守り体制の充実を図るとともに、学校給食を実施するために必要な施設整備を行うため、実施設計等の予算をお認めいただきました。今回は、実施設計の進捗に合わせ、工事に着手をいたしますための予算を債務負担行為の追加としてお願いするものでございます。

整備内容といたしましては、1階に食堂兼多目的室、給食保管室、保健室などを整備いたしますほか、2階に普通教室や職員室、校長室等を整備したいと考えております。事業費につきましては、工事監理委託料を977万9,000円、工事費を5億8,028万7,000円、計5億9,006万6,000円を計上しているところでございます。工事のスケジュールにつきましては、令和5年3月から令和6年2月までの工期を見込んでおります。

当課からの説明は以上でございます。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 国際中学校の給食調理委託業務のことですけれども。この金額ですが、令和4年度までの金額と比べるとどうですかね。年額みたいなのはわかりますか。

◎野田高等学校振興課長 現在の契約は4年間の契約でございます、これを年の平均にいたしますと、1,069万3,500円となります。来年度からの契約見込んでいる額としまして

は、年平均でいきますと1,257万3,000円となっております。この額につきましては、高知市の契約額とも比較をしまして、大体同じような割合でということで見込んでおるところでございます。

◎塚地委員 それこそ諸物価の高騰で食材ですとか光熱費が上がって、給食費が値上がりするというような状態もあったりする中で、保護者負担のないように給食内容は維持してというふうにやっぱり思うところなんですけど。大体この増額分というのは、そういうものを見込んだ形なのでしょうか。

◎野田高等学校振興課長 参考見積りで、直近の見積りでございます、人件費の増でありましたり、燃料費の増額とかがあります。これらが入った額だというふうに認識をしております。

◎塚地委員 給食費の負担のことでいうと、お弁当みたいな形でやりよったと思うんですけど。そのやり方は変わらないのでしょうか。

◎野田高等学校振興課長 高知国際中学校につきましては、高知市と同じやり方でございますので。今お弁当をという形でいきますと、高知南中学校で行っているものが、民間業者でお弁当つくっていただいて、それを希望者の方というやり方で給食に。代替措置として実施をしているところでございます。

◎塚地委員 ちょっと勘違いしててごめんなさい。保護者負担というのがこの値上がりの中で来年度一定値上がることが想定されますでしょうか。

◎野田高等学校振興課長 今現在の価格としては、高知市と同じということで運営をさせていただいているところでございます。

◎塚地委員 高知市が値上げする分は、値上げするという形に。同じ保護者負担の金額でいくという考え方ということですか。

◎野田高等学校振興課長 高知市立中学校と同じ形での負担額ということで、今現在はそういう形でやらせていただいております。

◎塚地委員 高知市さんが今物価高騰の関係で、給食費について年度内無料にするというようにお話を市長さんがおっしゃってたと思うんですけど。そこの兼ね合いでいうと、この検討みたいなことはなさっていないのでしょうか。

◎野田高等学校振興課長 高知市以外の中学生も多く通われてる、県立中学校の特性ということがありますので。今現在はそういった無償の負担ということについて、検討していません。個人負担についてはということでもありますので、給食費は別ということ。今現在この委託については、当然人件費とかそういったものの額ということでございます。

◎塚地委員 値上げ分について。高知市以外の生徒もいるので、高知市は3月まで無料化するけど、県としてはそういう考え方がないということをおっしゃったがですもんね。できたら、ぜひ合わせていただきたいなという思いはあるということだけは、伝えちよきた

いと思います。よろしくお願ひします。

それと、この中村中学校に関わるほうなんですけど。このトイレ整備の中には、この多目的トイレの整備というのもちろんと入ってる設計になってるのか、ということなんですけど。

◎野田高等学校振興課長 この施設整備については、多目的トイレも整備する予定でございます。

◎上田（周）委員 清水高校の高台移転の件で説明があったんですが。資材高騰とか入札不調等々でずれますよということで。このスケジュールを見たら、変更前と変更後が2か月ぐらいしか延びてないですが。このあたりは、先ほど学校安全対策課の課長さんの説明もありましたけど、建築課との十分な連携の中で、こういう予定を立ててるんですか。

◎野田高等学校振興課長 今回延びました経緯としましては、資材高騰もそうですけども、入札不調ということで、10月に開札を一度いたしましたところ、予定される業者のほうからの入札公告で必要とされる追加書類というものが、最終的に提出がなされませんでした。本来ならばこの12月議会においてその契約の御承認を頂き、工事に着手する予定でございましたけども、そういうことができませんで、現在また改めての入札公告を行い、今月末に開札を行うという状況です。契約予定業者が決まりましたら、この場でまた議案を出させていただきますまして、承認を頂きたい。その間、工事着手もできませんので、この7月が9月に延びたということでございます。

◎上田（周）委員 その高台で新しい校舎での開校時期はどんなに設定してますか。

◎野田高等学校振興課長 予定どおり工事が進みますと、令和6年9月ということでございますので、可能であれば3学期からは新しい校舎で通学ができるというようになりますように、努めてまいりたいと思います。

◎上田（周）委員 財源の話ですが。この債務負担を見てましたら、中村中学校が、多分これ義務教債やと思うけど充当率が75%、それから清水高校は充当率が100%と読み取れるんですが。これは起債の制度は何かあるんですか。

◎野田高等学校振興課長 清水高等学校におきましては、津波被害からということで高台移転をさせていただくもので、緊急防災・減災事業債などを活用させていただきます。そういう意味で充当率100%、交付税70%でという形での、有利な起債を使って進めさせていただくものでございます。

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、高等学校振興課を終わります。

〈特別支援教育課〉

◎大石委員長 次に、特別支援教育課の説明を求めます。

◎濱田特別支援教育課長 特別支援教育課の補正予算について御説明させていただきます。

資料ナンバー 2 令和 4 年 12 月 高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の 245 ページをお開きください。

歳出についてでございます。科目欄の上から 3 つ目の 3 特別支援教育費の 2 学校運営費について御説明いたします。先ほど幼保支援課、小中学校課から説明がありましたように、県立特別支援学校のスクールバスにつきましても、国の総合経済対策 2 次補正予算の、こどもの安心・安全対策支援事業を活用し、スクールバスへ安全装置を設置するための経費としまして、504 万円の増額をお願いするものでございます。

積算の内訳としましては、県立特別支援学校のスクールバス 28 台に、現時点で見込まれる国の補助単価 1 台当たり 18 万円を乗じて積算しております。併せまして、本補助金の財源は全額国費となるため、前ページの 244 ページのとおり同額を歳入予算として計上しており、また 246 ページのとおり国の補正予算対応のため、国に合わせて翌年度へ繰越しもお願いしております。

次に、247 ページを御覧ください。高知若草特別支援学校のスクールバス運行委託と高知江の口特別支援学校の調理業務委託につきまして、債務負担行為により必要経費を計上させていただきますのものでございます。

スクールバス運行委託につきましては、児童生徒の教育機会を支える通学手段として、14 校中 7 校で運行業務を民間業者へ委託しています。そのうち、高知若草特別支援学校は肢体不自由特別支援学校であるため、運行開始前にルートの確認のほか、乗車する生徒の障害についての理解や車椅子の固定、身体の適切な固定方法について介助員等への教育が必要です。安全で質の高い業務の履行には、こうした準備のため早期の契約が望まれますことから、令和 5 年度から 7 年度にかけて計 8,102 万 7,000 円の予算を計上するものです。

次に、調理業務委託につきましては、特別支援学校 14 校中 9 校で学校給食及び寄宿舎食の提供業務を民間業者に委託しています。この調理業務につきましては、受託業者が安定して人材を確保し、また一定期間継続して調理業務に当たることで、安全で安心な給食等の提供ができるよう、通常 2 年間の長期委託契約を行っております。また、昨今の調理業務に携わる人材不足や人件費の高騰などを踏まえ、受託業者が 4 月の業務開始までに人材確保などについて十分な準備期間を確保することで、特別支援学校の子供たちに安全で安心な給食を提供するための調理業務の質を維持することができ、また新規業者の参入や既存の業者の対応もしやすくなるなど、より競争原理も働くものと考えています。

今回は、既に調理業務委託を行っている 9 校のうち、高知江の口特別支援学校が契約の更新となりますので、その経費として 2,032 万 8,000 円を債務負担で予算計上するものでございます。

特別支援教育課の説明は以上です。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 スクールバスのことなんですけれども。運転手さんプラス、お2人の介助者の3人体制でスクールバスを運行するということなんですかね。

◎濱田特別支援教育課長 7校でスクールバスでの送迎をしております。そのうち5校では、運転手のほかに介助員が1～2名乗車し、下車等の支援をしております。ほかの2校については、運転手のみということになっております。

◎塚地委員 介助者がいなくてもいい、運転手のみで大丈夫という判断はどなたがされるんですか。

◎濱田特別支援教育課長 学校が契約をしておりますので、学校で判断しているものです。

◎塚地委員 運転手の中には、そういうことを身につけておられる方もいないというような状況で、保護者の中には、やっぱりそこに不安があるというようなお声もあるとこの間もおっしゃりよったと思うんですけど。そういう不安があるとなって、校長先生が必要となったら、一定予算をつけて人も増やせるという状況はあるんですか。もう契約したら、それから動かせんってことでしょうか。

◎濱田特別支援教育課長 契約書をつくるのが学校ですので、そのときに介助者も用意してくださいとか、そういうことであると、そういう契約になると思います。

◎塚地委員 分かりました。それでスクールバスの時間が間に合わなかったりとか、保護者の方の仕事の時間で、そこはうまくいかなかったりしたときに、以前福祉タクシーを使って補助制度が使えたという時期があったと思うんですけど。今そういう補助制度みたいなものは、なくなってるんでしょうか。大分前になるから。今ないということが分かれば、それで取りあえずはいいですけど。

◎濱田特別支援教育課長 申し訳ありません。私のほうが理解しておりません。

◎塚地委員 また調べて分かったら。委員会の場じゃなくて構いませんので御報告いただいたらと。

◎濱田特別支援教育課長 あるなしにつきまして確認して、またお伝えするようにいたします。

◎塚地委員 江の口の給食と調理業務の金額なんですけど。2年間で2,000数百万円ってことで、単年度にすると1,000万円ぐらいありますよね。これ先ほど県立の国際中学校も年度当たり1,200万円ぐらいっておっしゃりよって、結構あんまり変わらない金額なんやけど。江の口は生徒数でいうとそんなに多くないようにも思うんですけど、その違いは何なのかというのを。

◎濱田特別支援教育課長 江の口特別支援学校は、生徒数は29名となっております。南中高との違いというのは、申し訳ございません分かりませんが。この江の口で給食を提供するに当たって、調理をする人件費とか、そういったところで見積りを頂いているところでございます。

◎塚地委員 つまりこちらは、自校方式で調理をされている状況なわけですか。

◎濱田特別支援教育課長 そうです。江の口特別支援学校のほうに調理場がございまして、そちらで給食をつくっております。

◎塚地委員 そこがこの国際中学校の委託の状況と違うので、金額が違うということですか。国際中学校が29人程度ということないですもんね。

◎合田教育次長 済みません、ちょっと正確なお答えじゃなくて、一定その前の振興課の答弁と含めてですけど。国際の場合は、高知市のセンターで一緒にやっていただいているという状態なので。そういう意味では、コスト的にはぐっと下がるということだと思います。こちらの場合は、もうその学校に人を雇ってそこで調理するというので、要するに全体のコスト、あるいは人件費のコストがどうしても高くなると、そういうことになるかというふうに思います。

◎塚地委員 特別支援学校でもありますので、きちんとした調理ができて、温かいうちに差し上げることはいいことだと思うんで。違いがよく分からなかったのを聞いてみました。

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、特別支援教育課を終わります。

〈生涯学習課〉

◎大石委員長 次に、生涯学習課の説明を求めます。

◎原生涯学習課長 当課からは、第1号補正予算議案と第31号高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案につきまして、議決をお願いしておりますので、説明をさせていただきます。

まず、補正予算でございます。資料ナンバー2、議案説明書（補正予算）の249ページを御覧ください。塩見記念青少年プラザの管理運営に係る債務負担行為として、1億363万5,000円を計上しております。内容につきましては、関連しますことから、引き続き指定管理者の指定に関する議案と併せて説明をさせていただきます。

引き続き、資料ナンバー3、条例その他議案の81ページをお願いいたします。本議案は、塩見記念青少年プラザの指定管理者として、特定非営利活動法人たびびとを指定することについて、議決をお願いするものでございます。

内容につきまして、議案説明資料で説明をさせていただきます。議案説明資料の青の教育委員会のインデックスの下、赤の生涯学習課のインデックスのページを御覧ください。

1に記載しておりますとおり、高知市小津町にございます塩見記念青少年プラザは、平成30年5月に現在の鉄筋コンクリート造5階建ての建物が完成し、平成30年6月に開館しております。1階はエントランスと駐車場、あと施設名の由来となりました塩見俊二元参議院議員のメモリアルコーナーとなっております。2階は事務室と県警少年サポートセンター、3階は音楽スタジオのほか、はまゆう教育相談所、小中学校PTA連合会が使用し

ております。4階は学習室とまんが図書室のほか、思春期相談センターP R I N K、要約筆記高知・やまももが使用しております。5階は会議や研修などに使用できる多目的室となっております。

利用者数の表にありますように、開館しました平成30年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、休館や利用制限を行っているものの、おおむね年間2万5,000人を超える県民の皆様にご利用をいただいております。

次に、2にごございますように指定管理者制度につきましては、平成16年8月、前身となります県立小津青少年ふれあいセンターから、塩見記念青少年プラザとしてリニューアルオープンするに当たり、民間事業者等が持つ能力やノウハウを活用して、利用者サービスの向上を図ることを目的として導入し、3にごございますように、これまで2つの団体に管理運営を委託してきた経緯がございます。

4にありますように、指定管理者には入居団体を含めた施設全体の管理のほか、多目的室や音楽スタジオといった貸室の利用申請の受け付けや許可、指定管理者自らが企画する主催事業の実施など、施設の設置目的である青少年の健全育成に向けた取組を効果的、効率的に行っているというふうに考えております。

次に、5を御覧ください。今回の議案について説明をさせていただきます。現在は、平成30年度から5年間の指定管理の期間中であり、本年度末で指定管理期間が終了しますことから、新たに令和5年度からの5年間に係る指定管理者の公募を、本年8月23日から10月21日までの60日間行い、1団体から応募がありました。応募のあった団体は、特定非営利活動法人たびびととなります。

このたびびとについて、11月1日に外部の学識経験者と5名からなります指定管理者選定審査委員会を開催し、この団体が指定管理者としてふさわしいかどうか、あらかじめ設けておりました採点基準に基づき審査をしていただきました。その結果、こちらにちょっと記載はできておりませんが、800点満点の78%に当たります624点と採点されまして、期待される水準を満たしているとして、指定管理者の候補者として選定されたところです。その後、県において候補者として決定をしたところでございます。

令和5年度からの5年間の指定管理代行料は、1億363万5,000円となっております。本議会で議決を頂きましたら、正式な指定管理者として指定し、来年4月からの施設の管理運営業務を行っていただくこととなります。

生涯学習課からの説明は以上となります。

◎大石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎大石委員長 質疑を終わります。

生涯学習課を終わります。

以上で、教育委員会の議案を終わります。

《請願》

◎大石委員長 次に、請願についてであります。

最初に、請第1-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」でございます。

執行部の参考説明を求めたいと思いますが、その前に内容を書記に朗読させます。

◎書記 請第1-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」学校安全対策課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課。

要旨、2022年度より高知県では、中学校全学年での35人学級編制が可能となった。これまでの県独自の措置（小学校1・2年生の30人以下学級、小学校3～6年生の35人以下学級）を拡大したもので、行き届いた教育を進めるための重要な前進である。しかし、小学校3年生になるときにクラス数が減り1クラスの人数が急増する事態があることから、学び方の改革や新型コロナや新たな感染症対策のためにもさらなる少人数学級の拡充が求められる。また、小規模校の多い高知県においては、複式学級の定数改善、免許外受持解消などのための配置基準の見直しが求められている。

一方、高知県では小学校教員や小中養護教諭などで、充当率（定数上配置すべき教職員に対する実際の配置数の率）が100%に達しておらず、全国でも最低レベルとなっている。また、高知県では1か月以上も休んだ先生の代わりに先生が来ない「先生のいない教室」が、2019年度は73件、2020年度は60件、2021年度は84件もあった。行き届いた教育実現のためにも、教員の確保は重要な課題である。

子育て世代の貧困状況が全国に比べても厳しい高知県においては、教育費の保護者負担をより一層軽減し、お金の心配なく安心して教育を受ける権利を保障することは、貧困の世代間連鎖を断ち切るためにも重要である。

知的障害特別支援学校の深刻な過密状態の解消として2022年度に高知市に開校された分校の教育環境の充実が求められる。また、今なお解消されていない過密状況の解決と知的障害児教育の充実のためには、県立で寄宿舍のある知的障害特別支援学校（小中高）を高知市に新設することが望まれる。

地域の文化や生活の中心である学校の統廃合が進めば、地域が衰退する。学校が地域にあることは重要であり、小規模校の存在は感染症対策上も必要である。

日本国憲法や子供の権利条約が生かされた教育を実現するため、子供たち一人一人の教育を受ける権利が保障され、子供たちの豊かな人間性と可能性を育む教育が進められるよう、教育条件整備について以下のことを請願する。

1、教育予算を増やし、次の施策を実現すること。

(1) 小学校、中学校、高等学校の全ての学年を30人以下学級にすること。

(2) 複式学級編制基準を県独自で引き下げ、小学校1年生の単式化と飛び複式学級を解消すること。

(3) 給食無償化など教育費の保護者負担をさらに軽減すること。

(4) (危機管理文化厚生委員会所管分)

(5) 高等学校、大学などで学ぶ生徒への就学援助を充実すること。

(6) (危機管理文化厚生委員会所管分)

(7) 特別教室へのエアコン設置、地震対策でブロック塀の改修を進めること。

2、正規・専任の教職員を増やし、次の施策を実現すること。

(1) 国の定数を下回らないように学校現場に教職員を配置すること。

(2) 小規模校の多い高知県の現状を踏まえた独自の配置増を図ること。

(3) 休んだ教職員の代替をすぐに配置すること。

(4) 望まない時間講師や免許教科外の担任を減らすための配置増を図ること。

(5) 小学校の専科教員や児童生徒支援の教職員の配置を増やすこと。

3、特別支援教育の充実を図るため、次の施策を行うこと。

(1) 特別支援学級編制標準（現在は1クラス8人）を県独自に引き下げること。

(2) 新設知的障害特別支援学校（分校）の教育環境の充実を図ること。

(3) 高知市に県立で寄宿舎のある小・中・高の知的障害特別支援学校を100名規模で新設すること。

請願者、高知市丸ノ内2丁目1-10、子どもと教育を守る高知県連絡会代表世話人、井上美穂ほか6,105人。

紹介議員、塚地佐智、米田稔、中根佐知、岡田芳秀。

受理年月日、令和4年12月12日。

以上であります。

◎大石委員長 それでは順次、関係課からの参考説明を求めます。

◎今城小中学校課長 提出されております、請願第1-1号のうち、項目1の(1)、(2)、(3)。それから項目2の全て。さらに項目3の(1)が小中学校課の担当業務となりますので、この9つの項目を小中学校課より説明させていただきます。

まず、請願項目1(1)の、30人学級の実現についてでございます。学力の問題や不登校、暴力行為などの生徒指導上の課題の解決が求められる中で、本県では平成16年度から、全国に先駆けて少人数学級編制の取組を行い、厳しい予算状況下ではありますが、本年度小学校と中学校の全学年に拡充をいたしまして、35人以下学級編制を実施しているところでございます。

本県における少人数学級編制につきましては、国加配のみで措置することができず、本県独自の加配措置を行うことにより実現しているものです。本年度は、少人数学級編制を

行うために、国からの加配や県独自の加配を合わせまして、140人以上の教員を配置しているところですが、仮に小中学校の全学年で30人学級編制を実施していれば、さらに約120人の教員の配置が必要となっていました。そのため現状におきまして、全ての学年に30人学級編制を実施することは困難であると考えます。少人数学級制度の継続及び拡大には、国の加配措置が欠かせませんので、今後も引き続き国の定数改善の動向を注視しながら、国に対しまして加配定数の維持、充実を含めた定数改善について要望をしております。

次に、請願項目1（2）の複式学級の編制基準の改善についてでございます。本年度高知県では、小学校82校で170学級、中学校では12校で12学級が複式学級となっております。特に、小学校では全体の44%の学校が複式学級を有するとともに、そのうち小学校1年生を含む複式学級は34学級となっております。また、欠学年があることで連続した学年での複式学級が編制できない、いわゆる飛び複式は、義務標準法上は県内で6小学校が有しておりまして、今後も飛び複式学級の増加が見込まれているところでございます。

このような状況におきまして、全ての複式学級の解消を図ったり学級編制基準の引下げを行うには、大変多くの教員定数が必要となるため、高知県独自の対応は厳しい状況であると考えます。そのため、国の定数改善等の動向を注視しながら、全国都道府県教育長協議会や教育委員協議会とともに、国に対しまして複式学級編制基準の改善について要望しているところでございます。

次に、請願項目1（3）の給食の無償化など、教育費の保護者負担の軽減についてでございます。学校給食は、児童生徒の健康の保持増進や食育の観点などから、教育の一環として大変重要な役割を担っていると考えておりまして、生活保護など経済的に厳しい家庭につきましては、市町村や県が必要な援助を行っているところですが、無償化については負担規模も大きく、継続的な財政の確保が難しいことなどの課題があることから、県教育委員会としましては、国や市町村の今後の動向を注視していきたいと考えてございます。

また、就学困難な児童及び生徒の保護者に対しましては、学用品費や修学旅行費、クラブ活動費等につきまして、就学援助制度により市町村が援助を行っておりますので、県としてもこの就学援助制度が有効に活用されますよう、市町村に要請をしております。

次に、請願項目2（1）の教職員の確保についてでございます。市町村立学校の教員の定数は義務標準法によって毎年の学級数等から算定されます基礎定数と、毎年国の査定を受けて配分されます加配定数を合計したものになります。特に加配定数につきましては基礎定数と異なりまして、次年度以降の配分が十分には見通せないところがございます。そのため、一定数の定数内の臨時教員を確保し、配置を行っているところでございます。また、ここ数年は人材確保が難しく、教諭等の未充足が続いておりましたが、令和3年度には充足率100%を達成し、令和4年度も引き続き充足率100%を達成してございます。

次に、請願項目2（2）の教職員の独自の配置増についてでございます。本年度本県の

公立小中学校において、学級数が3学級以下の小学校は実態として10校で、全小学校の5.3%。同じく3学級以下の中学校は実態として15校、全中学校の15.3%となっており、特に規模の小さい学校も一定数存在するとともに、今後もこのような学校の増加が見込まれております。そのため支援には多くの加配が必要となり、高知県独自で配置増を図ることは、厳しい予算状況の下において困難なところでございます。

次に、請願項目2(3)の教員の代替者の配置についてでございます。教員が病気等により休業した場合には、県に臨時教員志願書を提出し、名簿登録している方を代替教員として配置しております。ただし、臨時的任用を可能とする臨時教員は、退職者が増加し、新卒の志願者が減っている中で、退職教員に臨時教員をお願いすることで、何とか確保できている現状です。また、退職教員の方々は、御家庭の都合等で短時間勤務しかできない方も多く、フルタイムで勤務できる臨時教員が減少することで、病気休暇等を取得した教員の後の補充が十分できていない状況が出てきており、児童生徒の皆さんや保護者の方々、また学校に大変申し訳なく思っているところでございます。

これから教員の代替者の確実な配置を行うためには、1つは、県内在住で教員免許を持つ方を掘り起こすこと。2つには、育児休業の代替教員としての任用期間を付した教員採用を行うことにより、教諭として配置をすること等が重要だと考えてございます。また、教員採用試験、審査の受審者を増やすことも人員の確保につながると考え、県外における採用審査や県外の正員を対象とした教員審査の実施、教諭の受審可能年齢を49歳までに引き上げること等を行っております。併せまして、次年度の臨時教員の志願者について、志願書の受付をいたしましたら、順次採用の内示を行うことで、他県からできるだけ多く雇用し、必要な教員数の確保に努めてございます。

次に、請願項目2(4)の免許教科外の担任についてでございます。免許外教科指導の常態化解消に向けた取組といたしまして、対象教科の免許状を保有している非常勤講師の配置を行っており、本年度は延べ12校に非常勤講師の配置を行い、免許外教科指導の解消に努めました。また、兼務発令によりまして中学校において、12校分の免許外教科指導の解消にも努めました。このように兼務発令による近隣校での免許外教科指導の解消は、有効な手段の1つであると考えておりますが、本年度の免許外教科指導は76校で行われており、その全てを解消することは困難な状況でございます。そこで本年度から、小規模中学校におきます免許外指導担当者への遠隔教育システムを活用した支援事業を立ち上げ、研究指定地域での実証を行っているところでございます。今後も採用枠の拡大や、兼務発令を含めた効果的な人事配置等をより適正に行ってまいります。

次に、請願項目2(5)の専科教員や児童生徒支援の配置についてでございます。本県の小学校における専科教員加配につきましては、国からの加配である小学校英語教育の充実に対応する専科指導教員を、本年度は16校に16名を、それぞれの小学校に配置し、英語

指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導が図られております。また本年度はそれに加えまして、小学校42校に42名の教科担任制に係る専科教員を、そして中学校から小学校へ乗り入れによる、小中連携の取組としての専科指導教員を中学校10校に10名配置しております。このように合計68名の加配教員によって、専科の指導体制の充実を図っているところです。

児童生徒支援加配は、貧困等に起因する学力課題が存在します学校における教育支援や、生徒指導上または進路指導上、特別な配慮が必要な児童または生徒に対して、当該事情に応じた特別の指導等を行うための国の加配でありまして、本年度は48名を配置しております。本県の学校や児童生徒の状況を踏まえますと、必要不可欠な加配であり、毎年国に対しては、本県が翌年度において必要と考える児童生徒支援加配数を要望しているところですが、少しずつ加配減となっている現状でございます。

最後に、請願項目3（1）の特別支援学級編制についてでございます。国の定める特別支援学級編制の標準である1学級の上限児童生徒数8名を引き下げ、少人数化して対応することは、教育効果を上げる1つの手だてであると考えます。しかしながら、仮に特別支援学級の編制の基準を6人とした場合、本年度であれば60以上の定数が必要であり、それ以上の特別措置を行ったとすれば、さらに多くの定数が必要となることから、厳しい予算状況の下、本県独自に定数の改善を図ることは困難であると考えます。そのため本県におきましては、多人数の特別支援学級がある場合や、重度の障害がある児童生徒が入級するような場合などは、個別の状況に応じて市町村教育委員会と協議の上、児童生徒支援のための加配を措置しているところでございます。

小中学校課からは以上でございます。

◎大石委員長 それでは、続きまして高等学校課の参考説明を求めます。

◎並村高等学校課長 当課からは請願項目の1（1）、（5）及び2（4）について御説明をいたします。

まず請願項目1（1）30人以下学級についての項目でございます。教職員の配置は高校標準法の定めによることが原則であり、生徒数が減少している現状におきましては、教職員数の大幅な増加は難しい状況でございます。しかしながら、これまでも本県の教育課題の解決のため県独自の加配定数を積み上げ、習熟度別学習や指導方法の工夫改善など、学力向上支援対策を行ってきました。また高等学校では、習熟度別授業や選択科目別の授業で小人数指導を行っております。さらに平成26年度から、教員とともに学習指導を行う学習支援員を授業や補習で活用するなど、個に応じた指導にも努めております。さらに中山間の高等学校におきましては、令和2年度より生徒が希望する大学等への進学のための教科選択ができますよう、教育センターから遠隔授業を配信し、小人数授業も開校をしております。今後も生徒へのきめ細かな指導、支援を行うことができますよう、授業改善に取

り組むとともに、教育環境のさらなる充実を図るために、教職員の加配措置を国にも要望してまいりたいと考えております。

次に、請願項目1（5）就学援助の充実についての項目でございます。高等学校におきましては、平成26年度に創設されました就学支援金制度によって、授業料の実質無償化と同様の効果となる支援や、教材費や部活動に係る費用など、授業料以外への支援策としまして、より経済的に厳しい世帯を支援する目的で創設されております奨学給付金制度によって、保護者の負担軽減を図っております。今後も、奨学給付金制度における所得制限の緩和や給付額の改善など、より一層の充実が図られますよう、全国都道府県教育長協議会などを通じまして、引き続き国に要望してまいります。

最後に、請願項目2（4）望まない時間講師を減らすための教職員の配置増についての項目でございます。高等学校におきましては、校長とのヒアリングを通して、毎回時間講師を必要としないような講座編成の検討を依頼をして、時間講師の減少に努めているところです。しかし、習熟度別授業や小人数講座を実施し、生徒に対するきめ細やかな指導を行うための教科時間数を正規教員のみで対応することは困難であり、そのため一定数の時間講師の配置が必要となってまいります。今後とも、国等に対しまして定数増を要望し、教員の正規化を図ることで時間講師の減少に努めてまいります。

高等学校課からは以上です。

◎大石委員長 続きまして、学校安全対策課の参考説明を求めます。

◎大崎学校安全対策課長 請願項目1の（7）特別教室へのエアコン設置、ブロック塀の改修につきまして、説明をさせていただきます。

まず、特別教室へのエアコンの設置についてでございます。県立学校につきましては、窓を開けての授業に適さないパソコン室や調理室、音楽室などを優先しながら設置を進めているところでございます。また、市町村立学校につきましても、各市町村で順次整備が進められておるところでございます。公立小中学校につきましては、国の学校施設環境改善交付金を活用することができますので、引き続き市町村に対しましてこうした情報提供を行いながら整備を後押ししてまいります。

次に、ブロック塀の改修につきましては、県立学校では、令和元年度までに全ての学校の対策が完了しております。市町村立学校につきましては、今年の12月1日時点で休校中の学校などを除きまして、対策が必要な学校は2校となっております。この2校につきましても、今年度中には対策を完了する予定でございます。

学校安全対策課からは以上でございます。

◎大石委員長 続きまして、特別支援教育課の参考説明を求めます。

◎濱田特別支援教育課長 当課からは、請願項目3（2）、3（3）について御説明いたします。

まず（２）新設知的障害特別支援学校（分校）の教育環境の充実を図ることにつきまして、県教育委員会は、県中央部の知的障害特別支援学校における、児童生徒数の増加傾向による学校の狭隘化等の課題を解決するため、県立日高特別支援学校高知しんほんまち分校を令和４年４月に開校いたしました。

本校では、生徒の障害の実態に応じた基礎的な職業教育を行うとともに、地域の企業の協力を得て、近隣施設の清掃や量販店のバックヤードなどを活用した学習を通して、就労を目指した取組を進めております。学校施設については、旧高知江の口特別支援学校を改修し、生徒が安全で安心して学びやすい環境整備に努めております。また、運動場やプールの施設がないことについては、体育の授業は体育館で行うとともに、授業内容に応じて外部の施設を活用し取り組んでおります。外部施設活用時の移動時間を短縮するため、近隣の学校のグラウンドなどを借用することなどについて、引き続き調整を進めてまいりたいと考えております。県教育委員会としましては、高知しんほんまち分校に入学する生徒が卒業後の自立と社会参加に向け意欲的に学べるよう、引き続き教育環境の充実に取り組んでまいります。

次に、（３）高知市に県立で寄宿舎のある小・中・高の知的障害特別支援学校を100名規模で新設することについて御説明いたします。繰り返しにもなりますが、県教育委員会は、高知県立日高特別支援学校高知しんほんまち分校を、令和４年４月に開校いたしました。この学校は、令和元年６月から12月に設置された、高知県における知的障害特別支援学校の在り方に関する検討委員会の提言に沿って設置したものです。このことにより、県中央部の知的障害特別支援学校は目安人数に収まり、一定狭隘化の解消につながったと考えています。知的障害特別支援学校の児童生徒数については、少子化の傾向がある中でも、近年の傾向を加味したところ、令和22年には650人と、現在と同等の人数になると推計しておりますが、高知しんほんまち分校の開校により、大規模化、狭隘化の課題は解消できると考えており、現段階で100名規模の知的障害特別支援学校の設置は必要ないと考えます。

また、寄宿舎は通学困難な児童生徒のために設置する必要があるとされていることから、高知市内は交通の利便性がよいため、寄宿舎設置についても必要性はないと考えます。しかしながら、児童生徒数の増減については、年度によりばらつきがあることから、引き続き注視していく必要があると考えています。

特別支援教育課の説明は以上です。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 本当に様々なところで御努力をされていて、前進を図りつつあるところもあるということが、御説明の中でもよく見えました。お伺いしたいのは、一番最初に30人学級のところでおっしゃった、国加配だけではなくて県独自の加配をして、大体140人以上加配があつて。30人学級にするには、あと120人ぐらい要りますというお話で。それは国

分と県分と人数的に分けられるもんなんですか。

◎今城小中学校課長 現在35人以下学級編制をしております、先ほど140人以上というお話もさせていただきました。現在146名増員をしております。そのうち国の加配を79名活用しております。それ以外は県単独の加配となっております。

◎塚地委員 分かりました。それと学校給食のところなんですけど。今もう既に市町村では学校給食の無償化に踏み出しているところが出てきて、高知県内でも出てきているように思いますけど。それがどれぐらいの自治体があるかというのは、分かりますでしょうか。分からなかったら、後の資料でも構いませんけど。

◎前田保健体育課長 令和4年4月の段階です、無償化しているところが6つあります。それから最近出ました国の物価高に対応しまして交付金等を活用したところが17市町村ございます。それから最近、12月から3月まで無償化する高知市など、うち8市町村が今申請をしているような状況です。

◎塚地委員 大変な教育予算の中でのやりくりなのでね、大変だとは思いますが。県民の皆さん一人一人の、子供の成長を願った思いでもありますので、また酌み取って頑張りたいと思います。よろしくをお願いします。

◎大石委員長 質疑を終わります。

続きまして、請第2-1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」でございます。

執行部の参考説明を求めたいと思いますが、その前に内容を書記に朗読させます。

◎書記 請第2-1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」 幼保支援課。

要旨、2020年4月から高等学校の就学支援金が増額され、年収590万円未満の世帯には、全国的に授業料（施設設備費等を含む）の額が年額39万6,000円まで減免されるようになった。また高知県の場合、年収350万円未満の世帯には、年額43万2,000円まで上乗せして減免される。さらに年収700万円未満までの世帯には、一定額の減免が実現した。このように、多くの世帯で授業料負担が軽減された。しかし、年収700万円以上の世帯は、従来どおり授業料を全額自己負担しなければならない。

さらに平均15万円を超える入学金については、全国的には減免の対象とする県が増えてきているが、高知県の場合は、まだ対象になっていない。

また、高知県の私立高校経常費助成高校生1人当たり単価は、37万2,805円（2022年）なのに対し、公立高校の場合（公立高校生1人当たり消費的支出）は147万9,005円（2018年）で、約4倍の格差がある。

私立幼稚園、私立小・中・高等学校は公教育の一翼を担い、県民の教育に大きな役割を果たしている。国や高知県のお金は県民の税金である。公立・私立を問わず教育は公の仕事である。県民のどの子にも同じだけのお金をかけるよう、請願事項の実現を強く求める。

- 1 保護者の教育費負担の公私間格差を是正すること。
- 2 経常費助成補助の県加算を高校・中学校だけでなく、幼稚園・小学校にも拡充すること。
- 3 教育予算を増額すること。

請願者、高知市丸ノ内2丁目1-10、高知私学助成をすすめる会会長、岡村佐由紀ほか1万3,843人。

紹介議員、塚地佐智、米田稔、中根佐知、岡田芳秀。

受理年月日、令和4年12月12日。

以上であります。

◎大石委員長 それでは、関係課の参考説明を求めます。

◎田中幼保支援課長 請願内容につきまして、所管する幼稚園に関しまして御説明いたします。

1つ目、保護者の教育費負担の公私間格差を是正でございますが。就学前の教育保育に関しましては、令和元年10月から幼児教育の無償化がスタートしております。幼稚園や保育所等を利用する、3歳から5歳の全ての子供の利用料が、一部上限は設けられておりますが、公立、私立問わず無償となっているため、保護者負担にほとんど差はないものと考えております。

次に2番目、経常費助成補助の県加算を高校・中学校だけでなく、幼稚園・小学校にも拡充すること。また3番目、教育予算を増額すること、関連しますので併せて説明させていただきます。

幼稚園の運営費につきましては、平成27年度にスタートしました、子ども・子育て支援新制度によりまして、保育所や認定こども園などと共通の給付制度が創設されております。これは国が毎年公定価格としまして、人件費や教育材料費など通常要する費用を勘案して定めており、これに基づいて給付されておりますので、同じ条件であれば全国同じ金額となっております。さらにこの公定価格、若干ではありますが、ほぼ毎年ベースアップが図られるとともに、様々な加算が、充実が図られているところでございます。

一方、この子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園、現在県内では1園ございますが、この園につきましては、従前からある私学助成によりまして経常費助成補助が行われております。これは、国から示される国庫補助単価と地方交付税単価を合算した金額を、県が補助金として交付しておりますが、その金額も年々微増しているところです。

このように、幼稚園や保育所等の運営費の支援は充実が図られていますが、今後も県内

各園が教育保育を提供する上で適正な金額が確保されますよう、国の動きを県としましては注視していきたいと考えております。以上です。

◎大石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎大石委員長 質疑を終わります。

これで教育委員会に係る請願を終わります。

《報告事項》

◎大石委員長 続きまして、教育委員会から3件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることといたします。

〈小中学校課・高等学校課〉

◎大石委員長 最初に、個人情報の不適切な取扱い事案について、小中学校課並びに高等学校課の説明を求めます。

なお、質疑は併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎今城小中学校課長 まず、当課からの報告事項といたしまして、冒頭おわびをいたしました個人情報の不適切な取扱い事案につきまして、御報告させていただきます。

お手元の資料、報告事項の赤いインデックス、小中学校課の1ページを御覧ください。本事案は、1事案概要にございますとおり、退職をされました臨時的任用教職員の個人情報が記載された雇用保険に係る書類を、同時期に退職した別の臨時的任用教職員宛ての封筒に、誤って同封し送付したものでございます。

3経緯及び対応状況といたしましては、本年10月から11月にかけて退職をされた元教員の雇用保険に係る書類を、11月11日金曜日に、当課の職員が書類を郵送する際に、1つの封筒に誤ってほかの1名の書類を同封し発送いたしました。同月15日に、送付を受けた元教員から連絡があり、誤送付していることが判明しまして、直ちに書類の回収と本来送付すべきであった元教員へ書類を手渡し、また、それぞれに説明と謝罪をしたものでございます。

この事案発生の原因といたしましては、個人情報の入った郵便物を送る際に1人で作業しておりまして、複数人によりますチェックができていなかったことによるものでございます。

このため4再発防止策欄にございますとおり、個人情報の入った書類を送付する際の作業手順を改めて確認をし、封筒の宛名と封筒書類の突合や複数名によるチェックなど、一連の作業をより厳格化するよう徹底しております。

本事案についての説明は以上でございます。

◎野町副委員長 次に、高等学校課の説明を求めます。

◎並村高等学校課長 県立高等学校で発生をいたしました、個人情報の不適切な取扱い事

案について説明をさせていただきます。先ほどの小中学校課の資料の次の高等学校課の資料を御覧ください。

事案の概要としましては、県立岡豊高等学校におきまして、入学当初に提出された同校生徒1名の住民票を、他の生徒1名に誤って配付したというものでございます。

事案発生発覚の経緯及び対応状況について説明をいたします。令和4年8月下旬、県立岡豊高等学校において、生徒から提出された住民票の点検を行った際に、住民票の記載内容に不備が見つかったため、該当生徒の保護者に住民票の再提出を依頼し、その後9月下旬に保護者から新しい住民票が学校に提出をされました。

10月下旬、担当教員は、保護者から新しい住民票が提出されたので、さきに提出されておりました不備のある住民票を返却するため、保管庫から不備のある住民票を取り出して、返却用封筒に封入する際、誤ってほかの生徒1名の住民票も封入していることに気がつかずに、ホーム主任を通じて生徒に返却をしました。

11月10日返却用封筒を受け取った保護者から学校に、封筒の中にほかの生徒の住民票が入っているとの連絡があり、誤配付が発覚しております。学校は直ちに誤配付した封筒を回収し、両保護者に謝罪を行いました。

個人情報の誤配付は、個人のプライバシーが侵害され、大きな被害を与える可能性があり、学校に対する信用を失墜させることになるため、その管理や取扱いは各学校において厳格に行われるべきものです。

県教育委員会では再発防止に向け、全ての県立学校長に対し個人情報を含む書類等を厳格に管理すること。また教職員に対して、個人情報を含む書類を送付する際の作業手順を再確認し、複数でのチェックを徹底するなど、個人情報の管理を一層徹底するよう求めているところです。

高等学校課の説明は以上でございます。

◎野町副委員長 質疑を行います。

(なし)

◎野町副委員長 質疑を終わります。

〈高等学校振興課〉

◎野町副委員長 それでは続きまして、(新)安芸中学校・高等学校の校章について、高等学校振興課の説明を求めます。

◎野田高等学校振興課長 (新)安芸中学校・高等学校の校章について、御報告をいたします。報告事項、青色インデックスの教育委員会、赤色インデックスの高等学校振興課のページを御覧ください。

(新)安芸中学校・高等学校の校章の取扱いにつきましては、令和3年10月の定例教育委員会におきまして、新たなものとする決定をしております。これを受け、校章デザイ

ンの全国公募を令和4年4月から5月にかけて実施をいたしました。その結果、208点の応募があり、（新）安芸中学校・高等学校の校章候補に関する選考委員会を設定いたしました。校章デザインの候補を選考していただきました。選考委員会では、3回の選考を経て208点を17点まで絞り込みを行い、その後、生徒及び教職員からアンケートを実施し、その結果も踏まえ最終的に順位づけをいたしました4点を校章候補として選考し、県教育委員会に報告がされました。

報告されました校章候補で1位とされましたお手元の資料デザインを、（新）安芸中学校・高等学校の校章デザインとして決定したものでございます。上段が、県立安芸中学校、下段が安芸高等学校のデザインとなっております。現在、このデザインを基に校旗の制作にも着手をしており、開校に向けた準備を進めてまいります。

最後に、資料はございませんが、9月議会の総務委員会におきまして、土壤汚染対策法に基づきます手続の未届け議案について御報告をさせていただきました。その際、土壤汚染状況調査を実施中と御報告をいたしました須崎総合高等学校につきまして、11月24日に調査を委託しておりました専門業者から汚染なしとの報告を受けましたので、併せて御報告をさせていただきます。

当課からの説明は以上でございます。

◎大石委員長 質疑を行います。

（なし）

◎大石委員長 質疑を終わります。

〈保健体育課〉

◎大石委員長 続きまして、部活動地域移行に関するアンケート結果等につきまして、保健体育課の説明を求めます。

◎前田保健体育課長 報告事項の赤い保健体育課のインデックスをお開きください。部活動地域移行に係るアンケート調査結果等について報告させていただきます。

1 ページをお願いいたします。部活動地域移行に係るアンケート調査結果の概要でございます。本調査は、部活動の地域移行の必要性や課題、対応の方向性を検討するに当たり、その基礎データとなる児童生徒、保護者、教職員の意向を捉えることを目的として実施いたしました。

調査期間は10月1日から11月11日、今後部活動の地域移行の対象と考えられる公立小学校の5、6年生や中学校1、2年生及びその保護者、中学校教員を対象に実施しております。

回答率は記載のとおり、児童生徒、教職員ともに9割を超えており、保護者約4,600名を含む約2万2,000名の回答がございました。

まず①小学5、6年生の調査結果です。現在スポーツや文化芸術活動を行っている割合

は67.7%となっており、運動系が水泳、サッカー、軟式野球、文化系が硬筆、ピアノ、書道の順となっております。中学生になっても現在行っている活動を続けたいと思っている児童は41.4%、違う活動を希望している児童は30.7%でした。中学校入学後に、現在と違う活動を望む児童に、どのような活動を希望しているかでは、運動系がバドミントン、バスケットボール、陸上競技、文化系が吹奏楽、ダンス、美術の順となっております。現在活動していない児童の中学校入学後の希望では、運動系がバドミントン、卓球、バスケットボール、文化系がパソコン、美術、家庭科の順となっております。

次に②中学1、2年生の調査結果です。現在学校部活動に78.3%が所属し、学校部活動と地域クラブ等の両方が6.4%、地域クラブなどの所属が4.3%、未所属が11%となっております。

1つ飛ばしまして、部活動に入部した理由については、活動が楽しいから、友達と活動ができるから、上手になりたいからの順に多く、試合に勝ったり賞を取ったりしたいから、希望する種目の活動がなかったからと続きます。

部活動に所属してよかったことについても、活動が楽しい、友達ができたとの割合が多く、入部した理由と同じ傾向が見られます。

部活動に所属して困ったことについては、学業との両立が難しい、生徒や指導者との人間関係、練習日数や時間が多いといった回答の割合が高い結果となりました。

2ページをお願いいたします。合同チームについての活動で困ったことについてでございます。合同チームとは、団体競技において人数が足りない場合の救済措置として行っており、例えば軟式野球で1校で9人集まらない場合に、複数校でチームを組む制度のことでございます。困ったことに関しては、特になしとの回答が最も高く、合同チームでの練習時間が少ない、合同チームの練習場所への移動という順になってございます。

次の、地域クラブ等で活動する際に心配なことについては、合同チームと同じ回答傾向であります。

休日に地域で活動してみたい違う種目は、現在部活動に所属している生徒が、休日に違う種目を希望している種目では、運動系でバドミントン、バスケットボール、バレーボールとなっております。

1つ飛ばしまして、やってみよう活動ができる地域クラブ等があれば入りたいかと、部活動未所属の生徒について聞いたところ、はい、どちらかといえばはいが合わせて約64%となっております。

次の③小学5、6年生の保護者、④中学1年生の保護者に関しては、小中とも同じ質問内容であることから、まとめて報告いたします。1つ目の中学校の部活動を地域クラブが担うことについて、賛成、どちらかといえば賛成が過半数を占めており、反対、どちらかといえば反対は10%台となっております。

中学校の部活動が平日となった場合、休日に子供たちを地域クラブなどの活動に参加させたいかについて、子供の希望に任せるとの回答が約70%、約23%は参加させたいと回答してございます。参加させたい保護者は、休日の地域クラブ等の活動に係る月謝について、小中共に3,000円以内が最も多くの割合を占めています。地域クラブ等が部活動を担うことについて期待することについては、専門的指導が受けられる、希望する種目の活動が継続できる、教員の負担が軽減されるの3つが多い結果となりました。また、地域クラブ等が部活動を担うことについて心配することは、小中ともに最も多かったのが送迎の負担であり、生徒や指導者との人間関係、担う地域の受皿はあるのかの順になってございます。

3ページをお願いいたします。⑤中学校教員のアンケート調査結果です。現在の部活動の指導状況では、顧問または副顧問として関わっている割合は約8割、現在担当している部の指導について、専門として指導できる教員が約4割、専門ではないが指導できる教員が約2割、指導ができない教員も約4割となっております。

次に、部活動の指導に負担を感じているかでは、約6割の教員が負担を感じております。枠囲みにあるように、指導の専門性別に回答を分析したところ、負担を感じている割合については、専門として指導できる教員でも約5割を占めており、専門ではないが指導できる教員が63.8%、指導ができない教員が75.8%となっております。負担を感じる内容は、校務が忙しくて指導ができない、専門的な指導ができない、教材研究の妨げとなっているの3つが高い割合を示しております。

学校部活動の課題と感じることについては、多忙化により、指導できない場合がある、異動により専門的な指導の継続が難しい、専門的知識や指導技術の不足となっております。

教員が部活動の指導を行うことについては、時間的、精神的に余裕がなくなる傾向が最も高く、生徒の成長が見られやりにつながる。また、専門的に指導ができない教員が多く、生徒のニーズに十分に答えられないとの回答の順になっております。

部活動を地域クラブ等が担うことについては、賛成、どちらかといえば賛成が71.3%。反対、どちらかといえば反対が17.9%という結果でございました。

学校部活動を地域クラブ等が担うこととなった場合、地域の指導者として関わりたいかについては、いいえが約8割を占めております。枠囲みの指導の専門性別に回答を見ると、地域の指導者として関わりたいと希望している割合は、専門として指導できる教員が32.8%、専門でないが、指導できる教員が21.4%、指導できない教員が8.5%という結果でございました。

地域の指導者として関わりたい理由については、生徒の成長がうれしい、指導することが楽しい、生徒の違う側面が見られるとなっております。地域の指導者として関わりたい理由については、校務多忙のため、家庭生活を優先させたい、専門的な指導ができないの順となっております。

次に、5 ページをお願いいたします。学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（案）の概要です。これは11月から、国においてパブリックコメントを現在実施しているものでございます。

上段の点線枠囲みの2つ目の丸に記載のように、令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定された「運動部活動のガイドライン」及び「文化部活動のガイドライン」を統合した形で全面的に改定し、これにより学校部活動の適正な運営や効率的、効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考えを示すものとされております。

同じ点線枠囲みの1つ目の丸に、少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ、文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要、その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承、発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要ということと。3つ目の丸の部活動の地域移行に当たっては、地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てるという意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要としております。

このガイドラインは、4つの構成となっております。「Ⅰ学校部活動」については、教育課程外の活動である学校部活動について、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示されております。特に、教師の時間外勤務を占める部活動について、業務改善や勤務管理の必要性や、生徒の健康を守るため、活動時間や休養日の設定について引き続き触れられております。

「Ⅱ新たな地域クラブ活動」は、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方が示され、主な内容については、2ポツ目の地域スポーツ・文化芸術の担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制整備や、その下の都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業等が示されてございます。

「Ⅲ学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」は、3ポツ目にあるように、①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体に取り組む体制など、段階的な体制の整備を進めるとされており、下の米印にあるように、地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や部活動指導員などにより機会を確保との注釈がございませう。

また、4ポツ目には、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革集中期間として、重点的に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこと。そして、5ポツ目には、都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知と示さ

れております。

「IV大会等の在り方の見直し」については、主な内容として、地域クラブ活動の会員等の参加や、全国大会の開催回数の精選が示されております。

次に、6ページをお願いいたします。先ほどの3番目学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（案）が示されてございます。左上の学校部活動から、学校部活動の地域連携は、学校の管理下において、部活動指導員などの活用や関係校の教員の指導により活動できる体制を整えることとし、運営団体や指導者の確保などの条件整備が整えば、休日のクラブ活動へ移行していくという内容になってございます。学校から地域への移行に関しては、地域の実情に応じて段階的な体制整備をすることとし、当面は併存となっております。

県としましては、今後は国のガイドラインやアンケート調査結果を踏まえ、多くの関係者と協議し、子供たちが地域で生き生きとスポーツ、文化芸術活動ができるよう、地域移行に関する高知県の一定の方向性について、年度末をめどにまとめていきたいと考えております。また、6ページの後ろには、先ほど説明しました部活動の地域移行に関するアンケート調査集計がございまして、お時間のある時に御覧いただければと思います。説明は以上です。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎三石委員 地域クラブ活動に移行はもう大きな流れだからね、止めるわけにはいかんわけやけれども。よく研究をしてつくり上げてください。

◎塚地委員 地域移行の流れができてるんですけど、何ととっても地域にそういう施設とか人がいるのかということが、地域移行の最大の問題点なので。国がどうしても一定進めると言うんだったら、スポーツ施設なり人的配置なり、ふさわしい財政措置を国がしないと、やろうとしても現実できないと思うんですね。そこは地域の実情をアンケートも取られて、実態も握られてるんだから、しっかりと国にこれはできるけどこれはできん、ここはやっぱり予算措置が必要ですよという、きちんとした提言もしていかないと。現場に結局集中的に無理が行くという、逆効果になる可能性もあるので。そこはよく見ていてもらいたいなどは思いますけど。

◎前田保健体育課長 先ほど言われました受皿とか、人につきましては、来年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業というのが、国のほうから示されております。まだ要綱等は出ておりませんが、これに従ってまた各市町村からも、申請が上がってこようと思いますので、連携しながらやっていきたいと思っております。

◎上田（周）委員 ちょっと感想みたいなこと含めて。今、地域移行の流れでずっとやっていますが、これ改めて見たら、小学校5、6年生の児童、中1、2の生徒がほぼ100%アンケートに答えているという中で。びっくりしたのは、中学校へ上がったときに活動したい

ものが、バドミントンとバスケットボールが、小学生、中学生もワンツーですよね。地域の小さい公園なんか結構バスケのリングがあるんですよ。地元のいの町の終末処理場にぽつんとバスケットのリングがあって、夕暮れにウォーキングしておったら、物すごい大きな声がしてきて、どうしたのかと思ったら、中学生がバスケットを5、6人で楽しそうにやってるんです。考えてみたら、大きく構えなくても、そういったリングがあるだけで、5、6人子供さんが集まってやってるんです。県外でもそういうところに出くわしたことがあるんですが。移行する中でそんなことも大事にしていいただけたらいいかなと思います。そのあたりいかがですか。

◎前田保健体育課長 県で取りまとめましたこの結果につきましては、各市町村にも今お返しするような段階で。各市町村ごと、学校ごとで、また状況が見られるようにしていきますので。この結果を基に、子供たちが地域でどういったことをやりたいのかというようなことも酌み取りながら。やはりその中で、今まで中学校の部活というと、どうしても教員がいないと部活動が成り立たなかった。今度はその地域の力も借りて、子供たちができるようなことを、例えばスポーツ少年団から続けてもらうとか、何かそのあたりをしっかりと市町村と一緒に議論をしていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

◎上田(周)委員 やっぱり前段で言った、100%近い子供さんがアンケートに答えてるとのこと。児童生徒から見たら、しっかり記憶してますので。そういうことが、こう移行する中でどんなに反映されちゃうかなあというようなことを、多くの子供さんが思ってると思っております。ぜひそのあたりを、全てとはいきませんが、ある一定加味していただけたらなあと思っております。よろしくをお願いします。

◎塚地委員 地域移行にしたときに、ここで利用料のアンケートも取られてて、やっぱり3,000円ぐらいまでですねという方が最も多いと思うんですけど。地域に移行したときに、経済的格差が出てくるということがあったらいけないわけですよね。そういうところも国のほうとしては、方針を出してやりなさいだけでなく、財政的なきちんとした支援も、スポーツ指導員に対する身分保障とかも含めて、やっぱりきちんとした体制整備と予算措置をしてもらわんといかんよということを、きちんと言うてもらいたいなと思います。

◎前田保健体育課長 先ほどの経済格差に関しては、国からも困窮世帯には支援するということが大きくうたわれております。また多分、月謝につきましては、今までの学校部活動から地域にもし移ったというときになれば、恐らく指導者謝金、会場使用料、スポーツ用具とかが必要になってこようかと思いますが、そこにつきましては国の概算要求ですが、指導者への謝金や消耗品について、一定補助が出る形になっておりますので。そういったものを活用しながら、安定的な運営につながっていくよう検討していかなければならないと思っております。

◎加藤委員 一部希望される先生方が、土日にクラブ活動に参画される場合に、兼業の規

定は、どんなふうに整理されてるのでしょうか。

◎前田保健体育課長 国からも今回のガイドラインに、教員が当たる場合については兼職兼業というようなことが考えられるということで。マニュアルみたいなものが、国から示されるということになっております。その手引を使いまして、高知県でもどういう運用ができるのかということ、関係課と協力しながら示していきたいと思っております。

◎大石委員長 各委員からいろいろ話があって、受皿の問題とかあろうかと思えますけど。各関連団体としっかりお話しされるというふうに思いますが、最後の加藤委員のお話の中で、この中学校教員のアンケートを見れば、やはり部活の指導について、やりがいにつながるという意見も多いです。生徒の成長がうれしいとか、専門としてそれから指導できるということもあるんですけど。一方で、指導できるという人が約33%いるのに、関わりたいかどうかというところと20%に減るということで。この関わりたいくない理由の一番が、やっぱり校務多忙とか、いろんなハードルがあるということですが、専門的な指導力もあって、ぜひやりたいという気持ちがある先生のハードルを下げることについても、ぜひまた引き続き議論もいただけたらというふうに。これはお願いをしておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

質疑を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

◎大石委員長 一旦休憩でいいですか。3時半から再開ということでお願いいたします。

(休憩 15時15分～15時28分)

◎大石委員長 それでは委員会を再開いたします。

《警察本部》

◎大石委員長 続きまして、警察本部について行います。

初めに、議案について本部長の総括説明を求めます。

なお、本部長に対する質疑は、各説明者に対する質疑と併せて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

◎江口警察本部長 まずは第1号議案令和4年度高知県一般会計（補正予算）所管分について御説明をいたします。お手元の資料①令和4年12月高知県議会定例会議案（補正予算）の4ページをお願いいたします。

今議会をお願いしている補正予算見込額は、款14警察費の欄に記載のとおり、警察総務費の総額1億8,917万8,000円の増額となっております。この内訳は、高知県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に基づく人件費の補正や、時間外勤務手当の特別要求など、人件費に係るものであります。

次に、債務負担行為に関しまして御説明をいたします。13ページをお開きください。警察本部といたしましては、下のほうの運転免許窓口事務委託料、以下3項目、総額で1億4,096万8,000円の債務負担行為の追加をお願いするものであります。各事業の詳細につきましては、後ほど会計課長から説明をさせます。

次に、第12号議案職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案について、御説明します。資料④令和4年12月高知県議会定例会議案説明書（条例その他）の1ページを御覧ください。

本議案は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する令和4年10月14日付の職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の改定をしようとするものです。改正の具体的な内容については、総務部等からの説明と同様の内容になりますので、重ねての説明は省略させていただきます。

次に、第18号議案及び第19号議案高知県が当事者である訴えの提起に関する議案2件について御説明いたします。お手元の資料④令和4年12月高知県議会定例会議案説明書（条例その他）の4ページをお願いいたします。

1件目の議案は、交通信号機柱を損壊する交通事故を起こした当事者が、県が立て替えて支払った復旧工事の費用に関し、復旧工事費の支払いを確約したものの、いまだ一切の支払いがなされていないことから、債権回収のための訴訟を提起することについて御審議いただくものでございます。

2件目の議案は、1件目の交通事故に関し、連帯保証人となっていながら、いまだ一切の支払いをせず、さらには債務不存在確認請求訴訟を提起して、復旧工事費に係る債権が存在しないと主張していることから、これに反訴することについて御審議していただくものであります。議案の詳細につきましては、後ほど会計課長から説明させます。

以上で、私の説明を終わらせていただきます。

〈会計課〉

◎大石委員長 続きまして、会計課の説明を求めます。

◎黒岩警務部参事官兼会計課長 それではお手元の資料②令和4年12月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）に基づき、御説明いたします。250ページ、公安委員会補正予算総括表を御覧ください。

12月補正予算見込額は1億8,917万8,000円の増額であります。

まず、歳入予算につきまして、251ページを御覧ください。款9国庫支出金の補正額2万円は、機動隊の部隊出動に係る超過勤務手当の財源に充当する国庫補助金が、当初予算額より増額交付となったためのものです。

次に、歳出予算につきまして、252ページを御覧ください。目2警察本部費の右側説明欄に記載のとおり、全て人件費となっております。内訳につきましては、給料が5,843万3,000

円、職員手当等が7,813万6,000円、共済費が5,260万9,000円それぞれ増額となっております。

続きまして、債務負担行為につきまして、253ページを御覧ください。今回お願いしております債務負担行為は、3つの事業であります。1つ目の運転免許窓口事務委託料の1,375万円は、運転免許センターや各警察署における運転免許の更新や再交付などの窓口業務を委託するものです。通年であれば2か年の契約とするところ、令和6年1月から運用を予定しております運転者管理システムの刷新に伴いまして、免許窓口の受付に申請時の受付機が導入されるなど、委託業務に大幅な見直しが必要となるため、この新しいシステムが運用するまでの令和5年4月から12月までの9か月間を委託するものです。

2つ目の警衛警備対策費の514万8,000円は、来年度本県で開催されます公益社団法人日本植物園協会第58回大会に、秋篠宮皇嗣殿下の御臨席が見込まれますことから、御周辺の安全確保と雑踏等による事故防止を図るため、御成先等への警備用カメラを設置及び撤去する作業委託などがあります。

3つ目の自動車保管場所調査事務委託料の1億2,207万円は、自動車の保管場所の確保等に関する法律に基づき、自動車の保管場所証明に必要となる、いわゆる車庫証明の調査業務を委託するものです。いずれの委託業務も令和5年4月以降の事業ではありますが、契約までの準備期間などを考慮しまして、今回の補正予算でお願いをするものです。

続きまして、提出議案第18号及び第19号の高知県が当事者である訴えの提起に関する議案2件について御説明いたします。お手元の議案補足説明資料、青色インデックス警察本部の1ページ、高知県が当事者である訴えの提起に関する議案についてを御覧ください。

まず、本件議案であります損害賠償事案の交通事故及びその後の債務者等の対応について御説明いたします。平成26年1月南国市小籠1丁目の交差点において主債務者は自動車運転中、交通信号機柱に衝突し損壊させる単独自損事故を起こしましたが、この主債務者は保険に入っておらず、原状復旧する旨の確約書を提出したものの、その後所在不明となったことから、交通信号機柱の復旧修繕費は県が一旦立て替え払いをしまして債権管理をしていたところ主債務者の所在が判明し、その際連帯保証人を立てて分納返済することになりましたが、それ以降催促にも応じず、現在まで一切の支払いがなされておられません。

次に、損害賠償事案として提起する訴訟の内容について御説明いたします。今回、訴えを提起させていただいたのは2件でありまして、うち1件は主債務者に対する訴えを提起して、債務名義を取得するものであり、もう1件は本件未払い債権の支払い義務がある連帯保証人から、債務不存在確認訴訟を提起されたため、債権の存在を確認するとともに、こちらにも債務名義を取得するものであります。

これまで回収ができなかった本件債権を今後効率的に回収するためには、今回提出の2件の訴えを提起しまして、主債務者、連帯保証人、両名の債務名義を取得し、場合によっ

ては強制執行する必要もあることから、議会での議決をお願いするものであります。私からの説明は以上であります。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 来年の6月から運転免許の管理システムが移行ということになるということ。その自動受付機は、運転免許センターだけじゃなくて、各警察署にも配置されるようになるということなんですか。

◎黒岩警務部参事官兼会計課長 自動受付機につきましては、6年の1月から設置予定であります。設置する台数は全部で22台。免許センターに6台、各警察署に16台それぞれ配置されます。使い方と言いますと、これまで申請する方が手書きで書いていた申請書が、受付機に免許証を差し込めば、そのまま申請書が印字されるシステムになっております。

◎塚地委員 今までそこで働いておられた方はどうなるんですか。

◎黒岩警務部参事官兼会計課長 今回時間が短縮になるのは、申請に行かれた方が、免許証を差し込んで申請書を出すところということになりますので。本来なら手書きで書いたものを、委託された方がチェックをしていたんですが、一部チェックする項目は少なくはなるんですが、今のところ人員減にはならず、一部委託していた業務を減らすということを考えております。業務量としては少なくなるんですが、ただ、特に免許センターのほうには6台の機械を設置しますので、その使い方が分からない方もいると思いますので、今のところは2名ぐらいの担当の係の方を、その案内役としてそこに配置することとして、結果、人員増になるように考えております。

◎塚地委員 混乱は避けないといけないので、時期を見て、みんなが慣れてきたらいろいろ人員のことも考えていかれたらいいかなとは思いますが。

それと、自動車の保管場所のことなんですけど。一般競争入札になってますけど、どういところが手を挙げられることになるんですか。

◎黒岩警務部参事官兼会計課長 過去の入札をまず見てみますと、25～26年、27～28年は2年契約にしておりまして、29年以降は3年契約にしております。前回は2社の入札がっておりますが、従業員の方は15人程要りますし、あとそれに調査に回る車等が要ります。大体過去5年間で平均しますと、年間3万1,300件ぐらいの調査になりますので、一定そういった人員と車両等は確保できる業者でなければ、なかなか参加は厳しいかと思えます。

◎塚地委員 それだけをやっておられる業者さんということなんですか。

◎黒岩警務部参事官兼会計課長 そうです。いわゆる車庫証明の調査業務となります。

◎三石委員 当事者である訴えの提起に関する議案ですわね。以前にもこれ報告を受けましたけど、ちょっと参考のために教えてもらいたいんですけど。どうしてこんなにこじれるんですかね。常識で考えたらやっぱりこういうことやってるわけだから、普通の人やったら払うと思うんですね。連帯保証人も、保証人になってるわけですから、払うと思うん

だけでも。どうしてこんなにこじれるんでしょうか。これが何千万円とか億円というような単位やったらそれは分らないではないけど。どうしてでしょうかね。

◎黒岩警務部参事官兼会計課長 先ほど説明させていただきましたように、事故発生は26年になるんですが、その時点で主債務者である運転手は仕事をしていたんですが、本人はもともと資産がなくて、その後刑務所に入っていたりした時期もありまして、その間は請求できないというときがありました。その間、今回の場合私債権となりまして時効が3年になりますので、その時効を迎えないように、主債務者本人からは3年の時効が来る前に承諾書を受けて時効にならないようにやっていたんですが、刑務所に入ってる中、精神的に状態が悪くなりまして、現在障害者認定をされております。そういったことでなかなか本人からは回収が困難ということになっておりまして。初めに言いましたように、26年の事故から10か月ぐらいたった時点で、当時主債務者の雇用主である連帯保証人が一緒に分割するという事で申し出たんですが、その後その連帯保証人のほうも請求に応じず、なかなか交渉の場にも来ないということで、要請するだけでは、催告だけではなかなか回収が困難ということで、今回提訴に踏み切った次第であります。

◎三石委員 事情は分らんじゃないけど、決まりは決まりですからね。やっぱこれやっていかないかんでしょうね。分かりました。

◎塚地委員 議案に関係することじゃないんですけども。これは本部長に聞かないといけないのかもしれないんですけど。先日12月1日に、セクハラかと思われる事案の記事が出て、ネットにも出て、全国的に結構注目される事態にはなってると思うんですけど。その後が全然出てないんで、県民からすると、どういう状況だと県警は判断されていて、どういう動き方を今後されるという検討になっているのか。事実関係が私たちは明確に分かっていないのであれなんですけど。県警の判断というところはどうなのかなというのを、聞かしていただきたいなと思って。

◎室津警務部参事官兼首席監察官 報道の件は承知しておりますけれども、要するに個別の事案についてはお答えできないということでございまして。一般論としまして、性的な被害を伴う事案につきましては、被害者に寄り添った対応を行うこと、これが基本と承知しておるところでございます。

◎塚地委員 その被害者に寄り添った対応というのは、確かに大事なことで、2次被害に遭わないようにどうフォローするかという点も大事なんですけども。ただ、あの記事に対して正式なコメントを、県警として何も出さないのかというのも、それはそれでみんなから見たときに、うやむやになってるんじゃないのという不信感につながるということは、それはそれで防がないといけないと思うんで。そこら辺りは、どういうふうに検討されるかというところはどうですか。

◎室津警務部参事官兼首席監察官 繰り返しになりまして、恐縮なんですけれども。個別

事例については、内容的にはお答えできないんですけれども。委員の御意見はもちろん承りますし、適切にしっかり対応していくということでございます。

◎塚地委員 注目が集まってるがゆえに、何のコメントもなかったね、何の反応もなかったねということで終わるわけには、多分いかないんじゃないかと思うんで。そこはよく内部で協議もしていただいて、ある意味適切な対応をお願いしておきたいと思います。

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、警察本部を終わります。

それではお諮りいたします。

以上をもって本日の委員会は終了とし、この後の審査については、あした16日に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎大石委員長 それでは、以後の日程につきましては、あした16日ですけれども、今確認したところだと、商工がまだ終わってなくて、あしたまでかかりそうだということで、午前11時開会としたいと思います。

それでは、本日の委員会はこれで閉会いたします。

(15時50分閉会)